

第三次丸亀市産業振興計画

～「未来の100年企業」を育むまち・丸亀～

令和5年3月

丸亀市

はじめに

現在、本市産業を取り巻く環境は、国際的な競争の激化、産業構造の変化や少子化・高齢化の進行等により大きく変化しています。

これまで、本市におきましては、平成 23 年 3 月に「丸亀市産業振興条例」を制定し、本条例のもと、「丸亀市産業振興計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）及び「第二次丸亀市産業振興計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を策定し、各種事業展開により地域経済の発展に努めてまいりました。

しかしながら、前計画策定から 5 年が経過し、この間には、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大やロシアのウクライナ侵攻など、国際情勢の緊迫化といった大きな変化が生じました。こうした状況下において、今後も継続的かつ計画的に本市の産業振興に取り組むため、現在の社会状況に合った新たな産業振興計画の策定が必要となったことから、『「未来の 100 年企業」を育むまち・丸亀』を基本理念とした「第三次丸亀市産業振興計画」（令和 5 年度～令和 9 年度）を策定いたしました。

本計画は、本市産業の様々な課題に対して、広域連携による地域内経済循環のさらなる促進という視点で、6 つの基本的な考え方に基づき、産業分野別及び地域別に今後の振興方針と主要な施策展開を示したものであり、丸亀市産業振興条例の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、「第二次丸亀市総合計画後期基本計画」で掲げる基本方針においても「活力みなぎるまち」として、地域産業の活性化により、働く環境を充実するとともに、多くの人でにぎわうまちづくりを進め、市民と地域の活力がみなぎる、元気なまちを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートやヒアリング等にご協力いただきました事業者や団体の方々、また、活発な議論と貴重なご意見をいただきました丸亀市産業振興推進会議の小山会長をはじめ、委員の皆様には、心から御礼を申し上げ、今後とも本市の産業振興施策の推進に向けて、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

丸亀市長 松永 恭二

目 次

第1章 策定の背景と目的.....	1
1. 背景と目的	1
2. 計画期間.....	1
3. 上位・関連計画との関係	2
第2章 丸亀市産業の特徴と課題.....	3
1. 丸亀市における地域経済の特徴	3
2. 丸亀市における産業の主な課題	13
3. 事業者アンケート調査結果.....	18
第3章 基本理念	23
第4章 産業振興の基本的な考え方	25
1. 丸亀市における産業振興の視点	25
2. 産業振興の基本的な考え方.....	26
第5章 施策の方向性	28
1. 農水産業.....	28
2. 工業・地場（伝統）産業	30
3. 商業・サービス業	32
4. 観光（産業）	34
5. 地域別の産業振興	36
第6章 計画推進の仕組み.....	38
1. 丸亀市産業振興推進会議の役割	38
2. 庁内及び関係機関の連携	38
3. 進行管理の方法	39
参考資料.....	40

第1章 策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市産業を取り巻く環境は、国際的な競争の激化、産業構造の変化や少子化・高齢化の進行等により大きく変化しています。

このような中で、本市の産業振興を図るため、2011年（平成23年）3月に「丸亀市産業振興条例」が制定されました。また、本条例のもと、事業者、市民、産業経済団体等と行政が一体となって産業振興の取組を図る「丸亀市産業振興計画（平成25年度～平成29年度）」及び「第二次丸亀市産業振興計画（平成30年度～令和4年度）」を策定しました。

第二次計画の5年間においては、国際情勢の緊迫化や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大といった大きな変化が生じました。こうした状況下において、今後も持続的かつ計画的に本市の産業振興に取り組むため、第二次産業振興計画に対する進捗状況評価を行い、現在の社会状況に合った新たな産業振興計画の策定が必要となりました。

そこで、本計画は「丸亀市産業振興条例」や「丸亀市総合計画」の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めるものです。

2. 計画期間

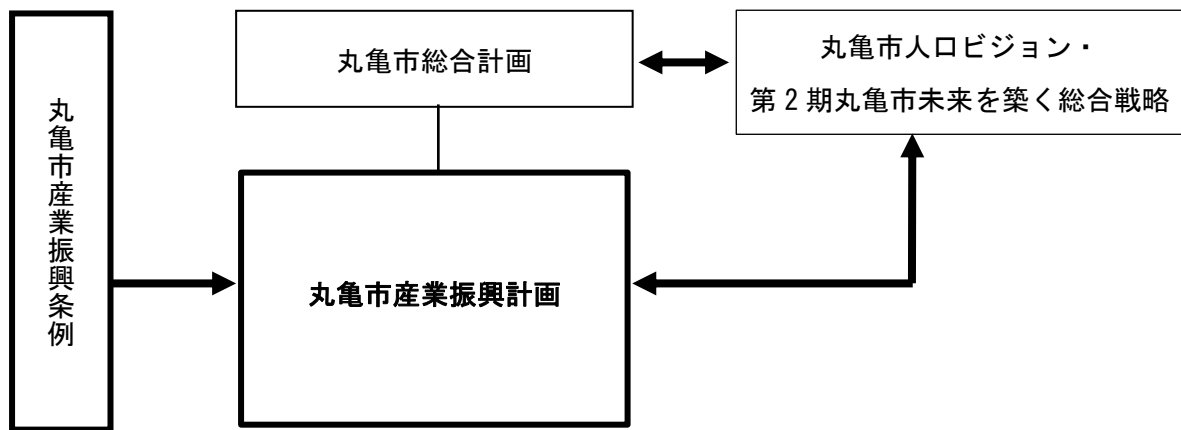
本計画の計画期間は、2023年度から2027年度までの5カ年とします。

(年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
丸亀市総合計画	→										
丸亀市人口ビジョン・総合戦略			→								
丸亀市産業振興計画	-		-			-	→				
		第二次産業振興計画									

3. 上位・関連計画との関係

本計画は、本市の産業振興の方向性を定めた「丸亀市産業振興条例」に基づいて策定されるもので、上位計画である「丸亀市総合計画」との整合性を図り、本市の産業振興を推進するための計画として位置づけられます。

[図表 1-1] 丸亀市産業振興計画の位置付け



第2章 丸亀市産業の特徴と課題

1. 丸亀市における地域経済の特徴

【沿革】

本市は、歴史、文化、芸術、伝統と近代的産業が共存する地域です。16世紀末から丸亀城を中心とする城下町として繁栄し、丸亀うちわに代表される伝統産業と沿岸部に形成された塩田を活用した製塩業を中心に発展してきました。

第二次世界大戦後においても塩業、うちわ産業、紡績業など地元事業者による地域産業が本市経済を支え、国内の市場拡大や固定相場制を生かしたアメリカへの輸出がこれを後押ししました。高度経済成長期にあたる1963年の工業統計書によると、本市の製造業は、食品製造業、繊維工業、化学工業という「3本の柱」によって、経済が成り立っていました。これら3部門は、輸出縫製、塩業等によって支えられ、その製造品出荷額は、市全体の約50%に達する水準でした。

このような伝統産業あるいは軽工業を中心とした産業構造の大きな転機となったのは、1970年代です。1950年代後半から進められていた企業誘致により、本市でも沿岸部で工業団地が形成されるようになりました。1970年代を通じて、沿岸部塩田の工業用地への転用が進展しました。1980年代以降は、主導産業が伝統的部門から誘致企業を中心とする大規模輸出産業へと変容し、グローバル経済と直結するようになっていきました。また、地元中小企業と誘致企業との階層構造も顕著になっていきました。

1990年代以降は、グローバル化の影響をより強く受けるようになるとともに、近年では少子化・高齢化などの課題が地域経済を覆う中で、地域経済の構造は大きな変容を遂げています。

また、近年では、気候変動や国際紛争、貿易摩擦等により「不確実性」が増大するとともに、エネルギー価格の高騰や食料自給率の低さ、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化など様々な課題に直面しています。本市の地域経済もグローバルな経済状況や国際的な潮流の影響を大きく受ける時代になっています。

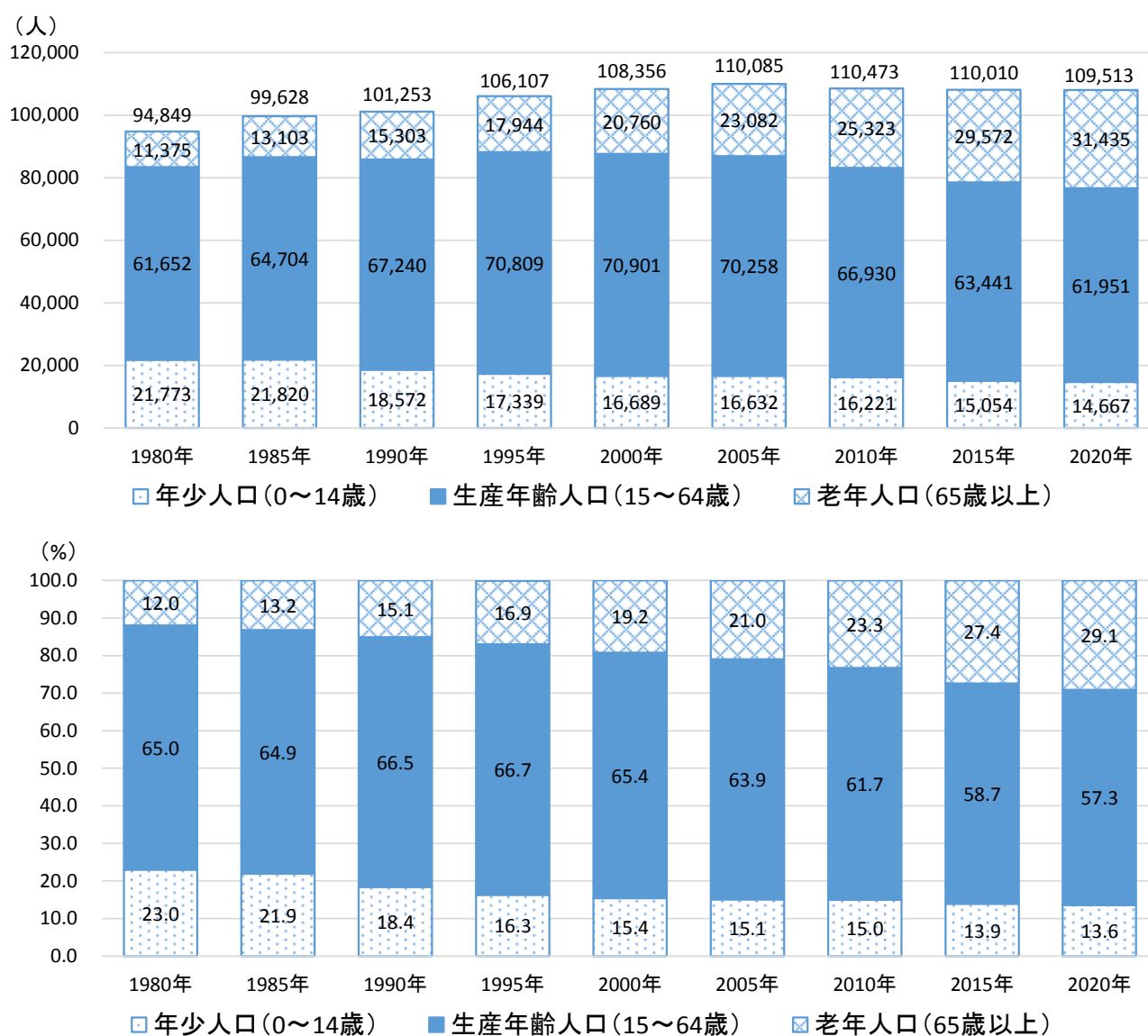
【人口】

（人口及び年齢3区分別人口割合）

本市では2005年（平成17年）の合併により、人口は約11.0万人となり、2010年以降はほぼ横ばいで推移しています。丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）によると、将来の推計人口は、2040年に約9.9万人、2060年に約8.5万人とされており、他の多くの基礎自治体と同様に、人口減少が見込まれています。

年齢3区分別に人口割合をみると、本市における年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は大きく増加しています。2020年時点での高齢化率は29.1%となっています。

〔図表 2-1〕 丸亀市における人口及び年齢3区分別人口割合の推移



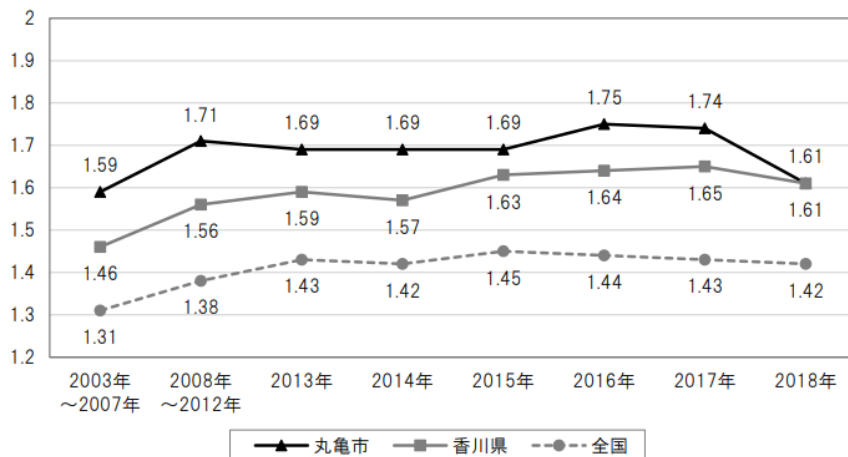
〔出所〕 丸亀市総合計画を改変して作成

〔注〕 人口総数には「年齢不詳」の数も含まれている

(合計特殊出生率)

本市でも他の多くの基礎自治体と同様に、少子化が進行していますが、合計特殊出生率は、おおむね国や県を上回る数値で推移しています。全国が1.4前後、香川県が1.6前後で推移する中で、本市では1.7を上回る年もみられます。

[図表 2-2] 丸亀市における合計特殊出生率の推移

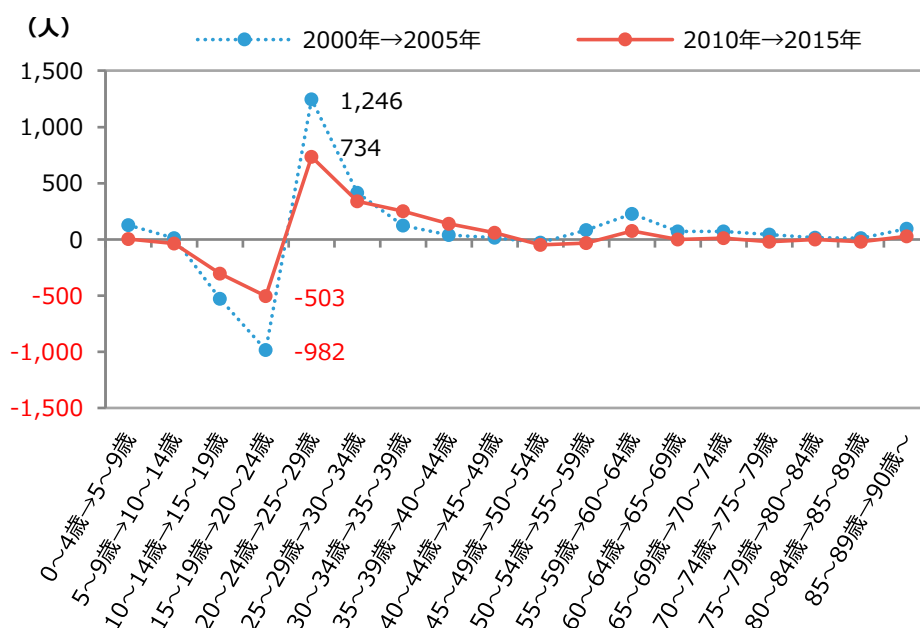


[出所] 丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）より

(年齢別純移動数)

本市では、高校卒業を機に若者が市外へ流出する一方で、20代でUターン等による転入がみられる点も特徴的です。15～19歳→20～24歳では転出超過、20～24歳→25～29歳では転入超過になる点が特徴的です。また、2000年→2005年と2010年→2015年を比較すると、転入と転出の振れ幅が小さくなっており、高校卒業後も本市にとどまる若者が増加しています。

[図表 2-3] 年齢別純移動数の推移



[出所] 総務省「国勢調査」、国土交通省「都道府県別生命表」(RESASより)

(島しょ部)

本市の島しょ部には、本島・牛島・広島・小手島・手島の5島が含まれますが、多くの地域で急速な人口減少と高い高齢化率となっています。

[図表 2-4] 丸亀市5島の年齢3区分別人口と高齢化率の推移

(本島)						(牛島)					
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数	高齢化率		15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数	高齢化率
2000年	73	346	349	768	45.4%	2000年	0	8	10	18	55.6%
2005年	54	260	291	605	48.1%	2005年	-	6	12	18	66.7%
2010年	43	178	271	492	55.1%	2010年	-	3	11	14	78.6%
2015年	22	133	237	392	60.5%	2015年	-	3	7	10	70.0%
2020年	13	100	168	281	59.8%	2020年	1	2	16	19	84.2%

(広島)						(小手島)					
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数	高齢化率		15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数	高齢化率
2000年	8	191	254	453	56.1%	2000年	17	58	21	96	21.9%
2005年	4	122	225	351	64.1%	2005年	3	32	16	51	31.4%
2010年	0	84	197	281	70.1%	2010年	5	31	17	53	32.1%
2015年	1	39	186	226	82.3%	2015年	1	19	16	36	44.4%
2020年	1	30	139	170	81.8%	2020年	1	16	21	38	55.3%

(手島)					
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数	高齢化率
2000年	2	15	55	72	76.4%
2005年	-	7	47	54	87.0%
2010年	-	7	33	40	82.5%
2015年	-	3	27	30	90.0%
2020年	-	3	19	22	86.4%

[出所] 各年国勢調査より作成

【産業】

(全産業)

本市の民営事業所、従業者数の推移をみると、2009年から2016年にかけて、事業所数で371事業所、従業者数で1,988人の減少となっています。多くの産業で事業所数、従業者数ともに減少がみられる一方で、「医療・福祉」では事業所数、従業者数ともに大幅に増加しています。

[図表 2-5] 丸亀市内の民営事業所数、従業者数の増減

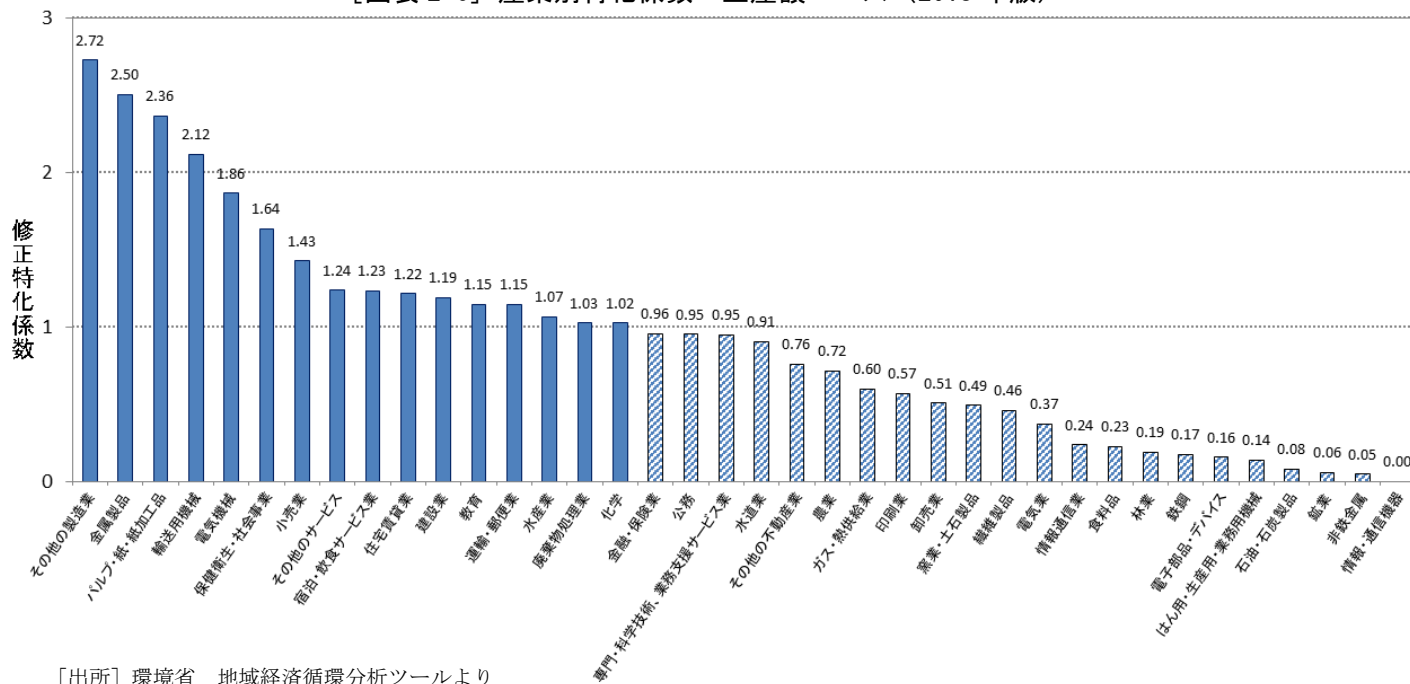
	2009年		2012年		2014年		2016年		2009年→2016年増減	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A～R 全産業(S公務を除く)	4,699	43,461	4,450	40,410	4,507	41,663	4,328	41,473	-371	-1,988
A～B 農林、漁業	19	209	14	78	24	222	21	148	2	-61
A 農業、林業	15	189	11	55	21	210	20	146	5	-43
B 漁業	4	20	3	23	3	12	1	2	-3	-18
C 鉱業、採石業、砂利採取業	14	41	10	30	12	33	10	24	-4	-17
D 建設業	492	4,077	441	3,254	433	3,133	415	3,113	-77	-964
E 製造業	346	9,025	342	8,789	345	8,780	325	8,640	-21	-385
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	140	4	154	4	157	4	146	0	6
G 情報通信業	34	225	27	219	26	200	26	194	-8	-31
H 運輸業、郵便業	86	2,162	85	2,081	90	2,208	94	2,193	8	31
I 卸売業、小売業	1,309	9,357	1,207	8,533	1,207	8,678	1,163	8,496	-146	-861
J 金融業、保険業	100	1,149	98	1,078	97	1,047	92	1,022	-8	-127
K 不動産業、物品賃貸業	283	1,032	252	821	258	853	242	947	-41	-85
L 学術研究、専門・技術サービス業	190	968	179	918	187	1,069	168	1,026	-22	58
M 宿泊業、飲食サービス業	631	4,028	602	3,724	600	3,645	571	3,896	-60	-132
N 生活関連サービス業、娯楽業	429	1,910	420	1,877	408	1,780	394	1,576	-35	-334
O 教育、学習支援業	148	808	140	750	142	874	137	895	-11	87
P 医療、福祉	271	5,411	295	5,553	349	6,205	346	6,503	75	1,092
Q 複合サービス事業	39	302	37	288	34	263	33	262	-6	-40
R サービス業(他に分類されないもの)	304	2,617	297	2,263	291	2,516	287	2,392	-17	-225

[出所] 総務省統計局 経済センサスより作成

(産業別特化係数－生産額ベース)

本市の産業別の特化係数（生産額ベース）をみると、「その他の製造業」や「金属製品」、「パルプ・紙・紙加工品」、「輸送用機械」で係数が2を上回っており、特に本市に集積している産業となっています。

[図表 2-6] 産業別特化係数－生産額ベース（2018年版）



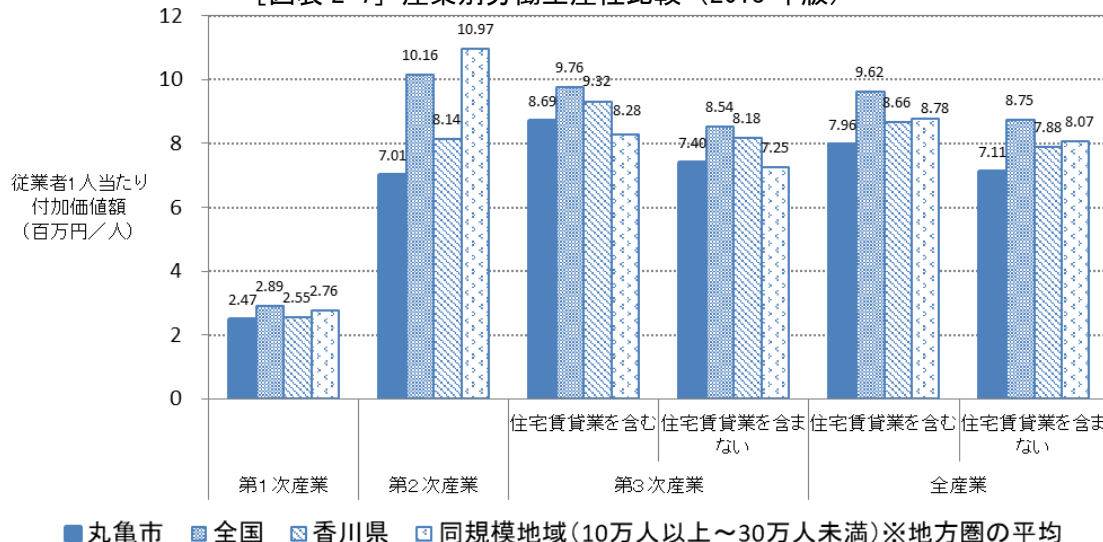
[出所] 環境省 地域経済循環分析ツールより

[注] 特化係数で1以上は全国平均より高い（集積している）産業を意味する

(産業別労働生産性)

産業別の労働生産性（従業者1人当たり付加価値額）をみると、本市は第1次産業、第2次産業において、全国や香川県、同規模地域を下回る結果となっています。特に、第2次産業について、本市は7.01となっており、全国の10.16を大きく下回る状況となっています。

[図表 2-7] 産業別労働生産性比較（2018年版）



[出所] 環境省 地域経済循環分析ツールより

(開業率・廃業率)

開業率及び廃業率について、都道府県別のデータ（2020年度）をみると、香川県の開業率は4.4%、廃業率は3.4%となっています。開業率については、全国平均を下回っていますが、廃業率はほぼ同等の数値となっています。

[図表 2-8] 都道府県別の開業率・廃業率（2020年度）

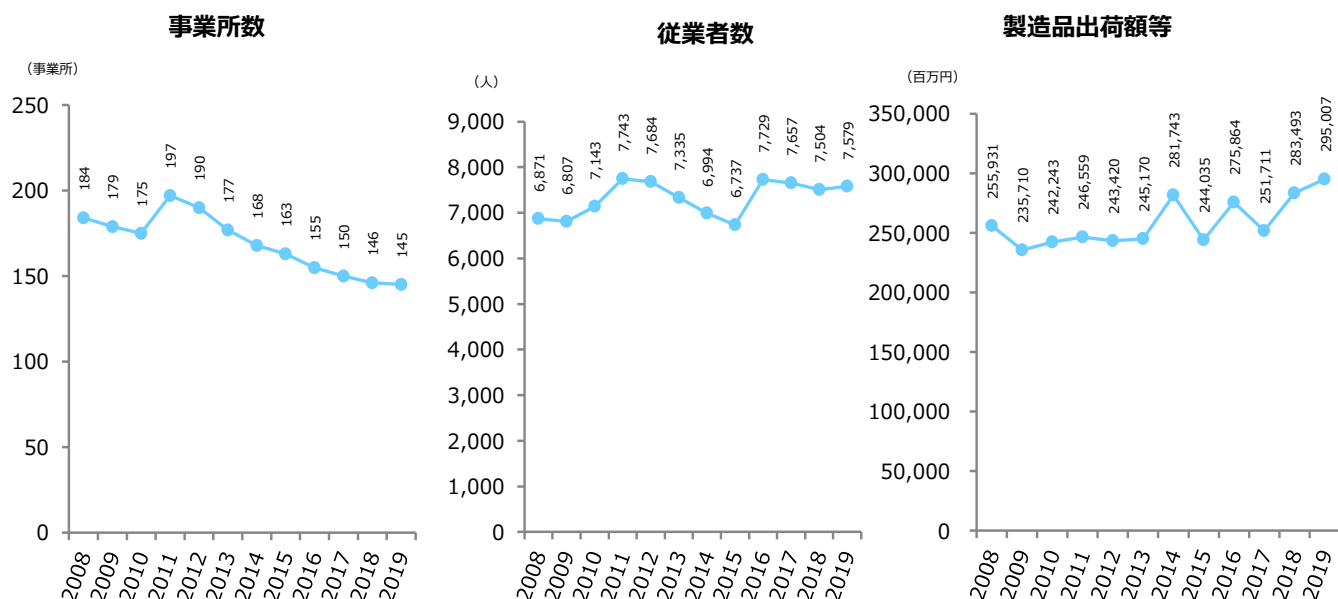
	開業率	廃業率		開業率	廃業率		開業率	廃業率
北海道	4.2%	3.3%	石川	4.3%	3.1%	岡山	4.6%	3.0%
青森	2.9%	3.2%	福井	3.6%	3.4%	広島	4.5%	2.9%
岩手	3.2%	3.4%	山梨	5.6%	2.9%	山口	4.1%	3.1%
宮城	4.1%	3.3%	長野	3.8%	3.2%	徳島	3.4%	3.7%
秋田	2.7%	3.6%	岐阜	4.9%	2.9%	香川	4.4%	3.4%
山形	3.4%	3.0%	静岡	4.6%	3.2%	愛媛	4.2%	3.0%
福島	3.8%	3.2%	愛知	5.9%	3.7%	高知	3.6%	3.8%
茨城	5.1%	3.1%	三重	5.0%	3.1%	福岡	6.0%	3.7%
栃木	4.7%	2.9%	滋賀	4.7%	3.3%	佐賀	4.1%	3.7%
群馬	5.0%	3.0%	京都	5.2%	3.4%	長崎	4.4%	3.7%
埼玉	6.0%	3.3%	大阪	5.4%	3.0%	熊本	5.3%	2.8%
千葉	5.8%	3.3%	兵庫	5.2%	3.1%	大分	4.3%	4.0%
東京	6.0%	3.2%	奈良	4.8%	2.7%	宮崎	4.7%	3.4%
神奈川	5.8%	3.2%	和歌山	3.9%	2.8%	鹿児島	4.4%	3.4%
新潟	3.2%	3.1%	鳥取	3.8%	3.4%	沖縄	8.8%	3.5%
富山	3.3%	3.5%	島根	3.3%	3.8%	全国計	5.1%	3.3%

[出所] 中小企業庁 2022年版「中小企業白書」

(製造業)

本市の製造業については、事業所数では2008年の184事業所から2019年には145事業所に減少しています。一方、従業者数と製造品出荷額等では、景気状況等による変動はありつつも、増加基調となっています。

[図表 2-9] 丸亀市製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

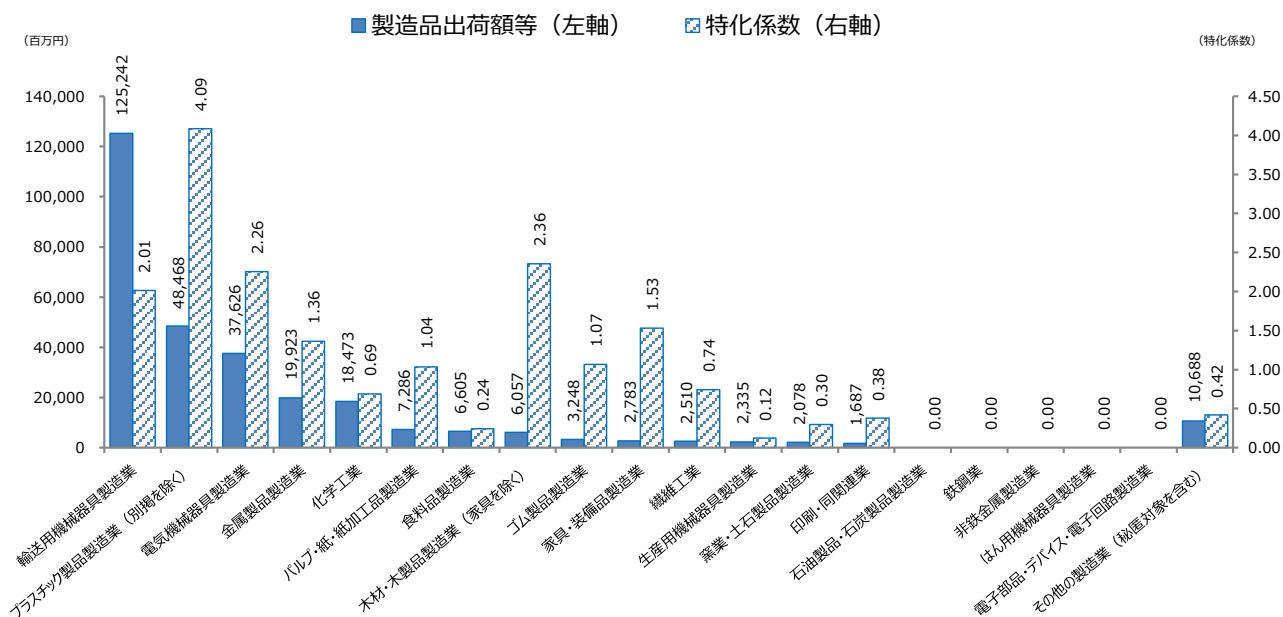


[出所] 経済産業省工業統計調査 (RESAS より)

(製造業-中分類分析)

製造業の状況を中分類別でみると、製造品出荷額等では「輸送用機械器具製造業」が約1,252億円で最も多く、以下、「プラスチック製品製造業」(約485億円)、「電気機械器具製造業」(約376億円)となっており、これらの産業が市内の経済をけん引しています。特化係数ベースでは、「プラスチック製品製造業」や「木材・木製品製造業」、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」で係数が2を超えています。

[図表 2-10] 中分類別の製造品出荷額等、特化係数 (2019年)

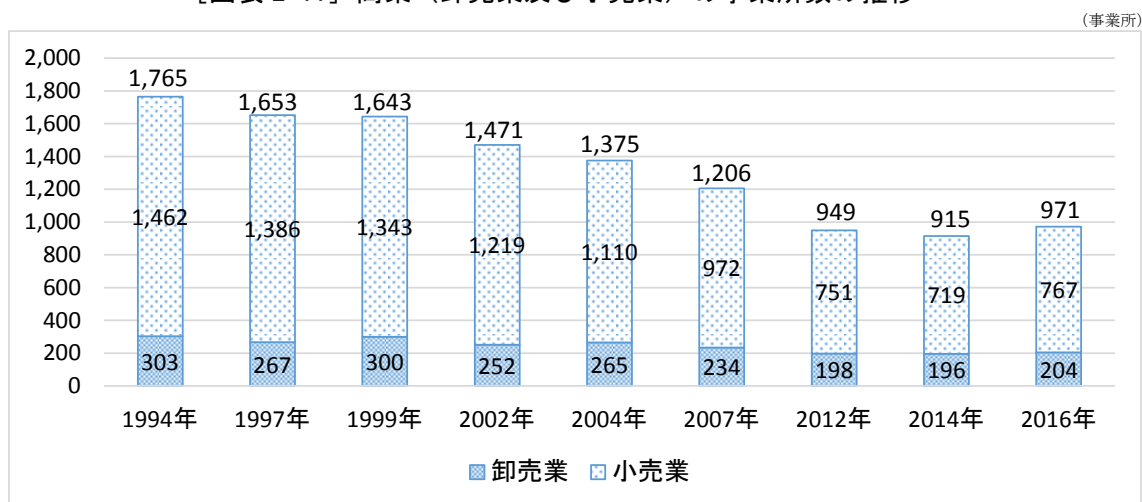


[出所] 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(RESASより)
 [注] プラスチック製品製造業(別掲を除く)について、別掲に含まれるものとしては、家具・装備品、プラスチック製版、写真フィルム、手袋など多岐に渡る

(商業)

商業の事業所数(卸売業と小売業の合算)をみると、事業所数では1994年の1,765事業所から2016年には971事業所まで大きく減少しています。

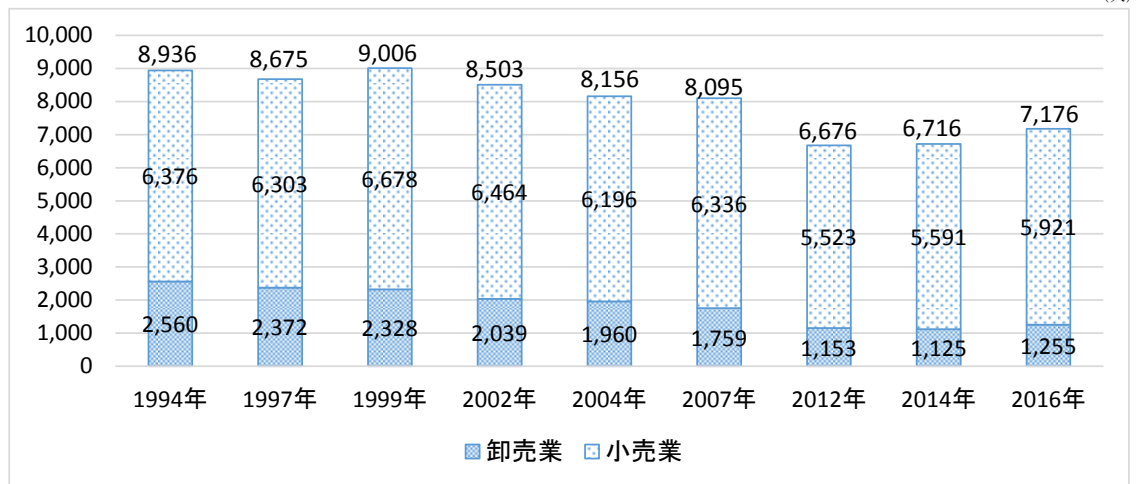
[図表 2-11] 商業(卸売業及び小売業)の事業所数の推移



[出所] 経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(RESASより加工)

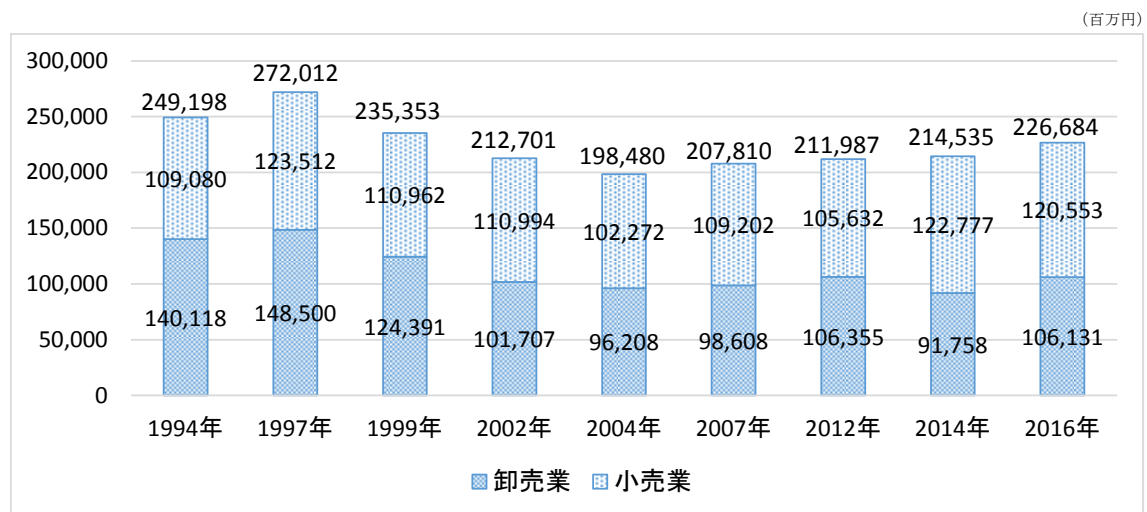
また、従業者数については、1999年の9,006人をピークに、2016年には7,176人まで減少しています。年間商品出荷額については、1997年の約2,720億円をピークに2004年まで減少が続きましたが、その後は増加しています。

[図表 2-12] 商業（卸売業及び小売業）の従業者数の推移



[出所] 経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(RESASより加工)

[図表 2-13] 商業（卸売業及び小売業）の年間商品出荷額の推移



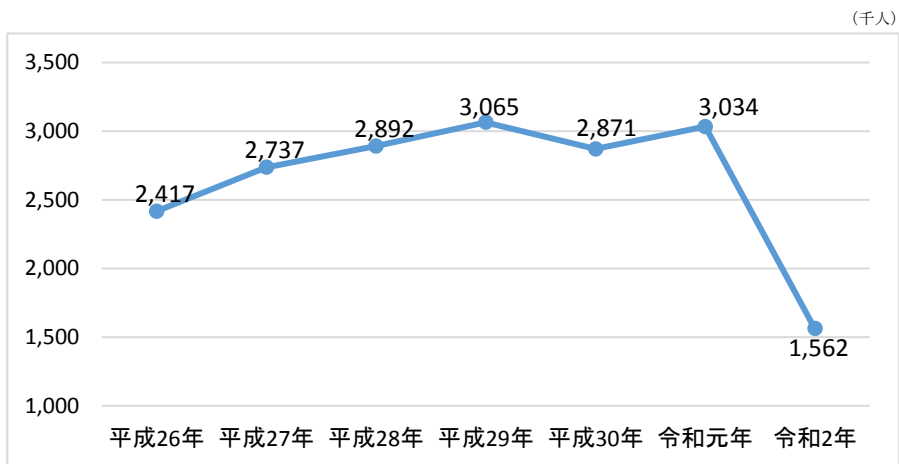
[出所] 経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(RESASより加工)

(観光)

本市における観光入込客数の推移をみると、平成26年の約241.7万人から平成29年には約306.5万人まで増加しましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には約156.2万人まで大きく減少しました。

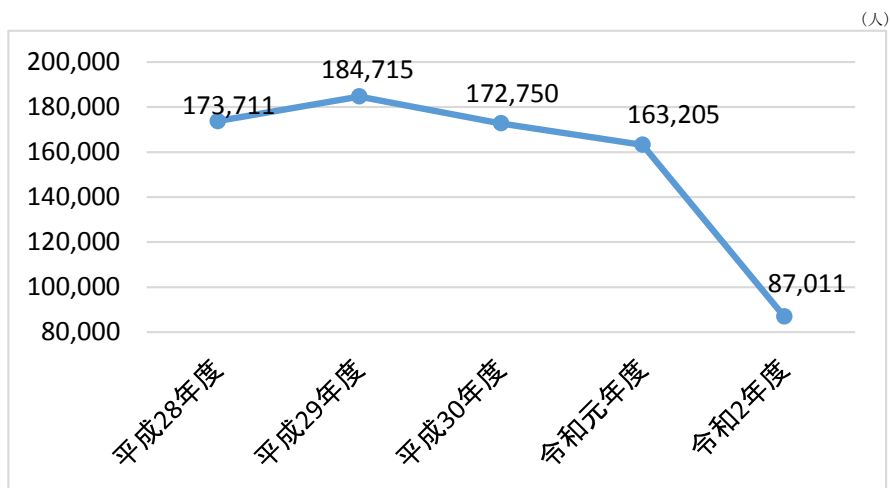
また、市内ホテル4社の総宿泊者数の推移でも平成29年度の約18.5万人をピークに、令和2年度には約8.7万人まで大きく減少しています。

[図表 2-14] 丸亀市における観光入込客数の推移



[出所] 丸亀市統計書 (令和3年版) より作成

[図表 2-15] 市内ホテル4社の総宿泊者数の推移



[出所] 丸亀市内宿泊者調査より作成

(地域経済循環率)

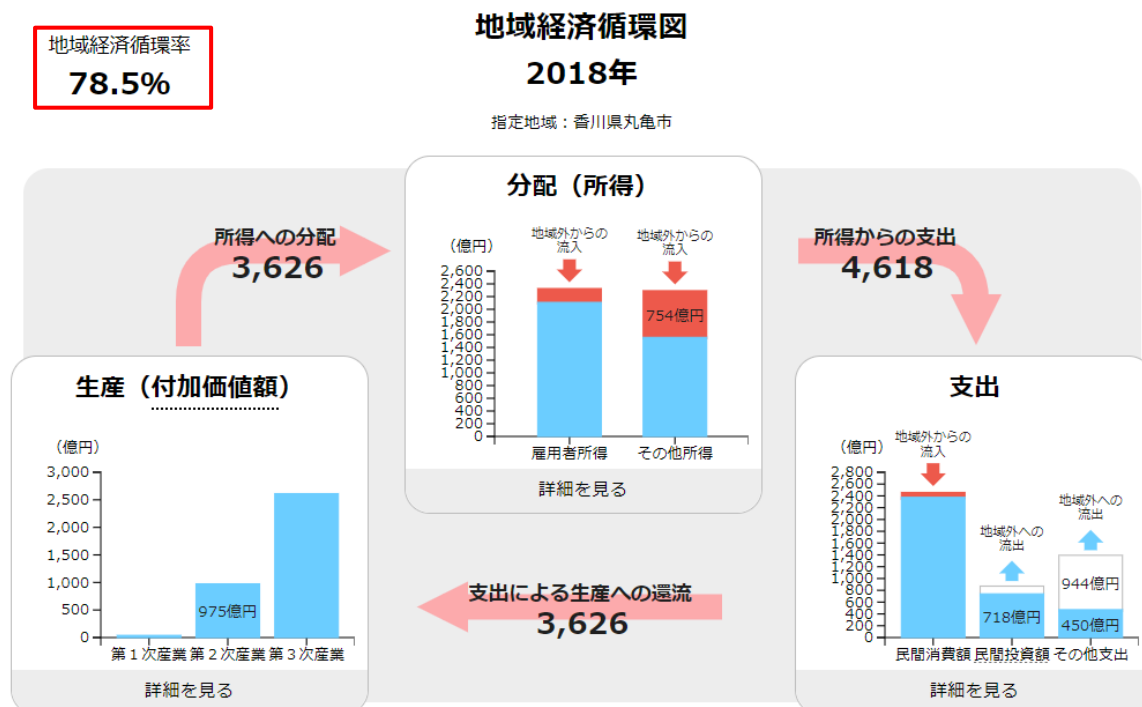
近年、地域経済の活性化の視点から、「地域経済循環率」という指標が注目されています。これは、地域内企業の経済活動を通じて生産された「付加価値」が、どれくらい労働者や企業の「所得」として分配され、最終的にそうした分配がどれくらい地域での消費や投資に「支出」されたかを分析するものです。

最新の2018年の数値では、香川県全体では96.1%、高松市が107.1%である一方、本市は78.5%となっています。この数値が100を下回ると、支出の域外流出が多く、域内への還流が少ないことを示していますが、2013年から2018年にかけて本市では、この数値が5.8%悪化しています。

[図表 2-16] 丸亀市と香川県、周辺自治体との地域経済循環率の比較

	2013年	2018年
丸亀市	84.3%	78.5%
香川県	98.2%	96.1%
高松市	109.5%	107.1%
坂出市	126.2%	132.5%
善通寺市	90.5%	91.0%
琴平町	74.9%	72.9%
多度津町	95.5%	100.5%
まんのう町	56.5%	59.4%

2013年から2018年にかけて
地域経済循環率が5.8%の悪化



[注] データは2018年時点のもの
平成27年国民経済計算より国民経済計算の方式が1993SNAから2008SNAに改定されたため、
2013年データについても、時系列比較を可能とするため、2008SNAで再構築されている。

[出所] RESAS 地域経済循環マップ

2. 丸亀市における産業の主な課題

前述した基礎的なデータ整理や市内事業者へのヒアリング（約 30 者実施）、事業者アンケート調査（後述）の結果等を踏まえると、本市の産業には以下のような課題が生じています。

課題（1）

あらゆる産業分野での人材の不足

産業活力の源泉は人材ですが、少子化・高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、市内のあらゆる産業分野で人材不足や市外への人材流出が発生しており、本市の産業振興を推進する上では、新たな人材の確保が喫緊の課題となっています。また、大学等への進学に伴い、若年層の市外への流出もみられますが、こうした層への U ターンを促すなど、本市への定住を促進していくための仕組みづくりが必要です。

【ヒアリングでの声】

- 産業全般の課題としては人材不足である。UIJ ターンなどの促進により、丸亀で働いてくれる人を増やしていく必要がある。人材不足は深刻であり、それなりの条件を提示しても人が集まらないようだ。特にパートはどこも取り合いになっている。
- サービス業全体としても人材の流出が進んでおり、従業員も多く退職している。コロナ前の状況に戻ったとすると、人材不足で受注することが困難になるかもしれない。
- 人材の確保・育成は、これから重要な課題となってくる。一回、市外に出たとしても、また丸亀に戻ってきてもらうために、丸亀の魅力をメッセージとして残しておくことが必要である。
- 地元大学への進学や地元企業へ就職していく子どもを増やすことが重要である。

[図表 2-17] 現在の経営課題

※回答は複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	人手不足	107	39.2	16	生産能力の不足	11	4.0
2	原材料価格の高騰	87	31.9	17	インボイス制度への対応	11	4.0
3	新たな販路開拓	82	30.0	18	シビアな資金調達	9	3.3
4	同業者間の競争激化	56	20.5	19	丸亀市内の取引先の減少	9	3.3
5	社員の高齢化	45	16.5	20	技術・商品開発の遅れ	8	2.9
6	従業員の能力	43	15.8	21	その他	8	2.9
7	人件費の増加	35	12.8	22	観光需要の減少	7	2.6
8	仕入れ先から値上げ要請	32	11.7	23	余剰資産や設備の合理化	4	1.5
9	後継者の育成	31	11.4	24	販売先からの値下げ要請	4	1.5
10	人件費以外の経費増加	22	8.1	25	大規模災害への対応	4	1.5
11	民間需要の減少	20	7.3	26	地場産業の衰退	4	1.5
12	大手企業との競争激化	18	6.6	27	環境経営の導入（脱炭素経営）	3	1.1
13	拠点・設備の狭小、老朽化	18	6.6	28	ロボット等の導入	2	0.7
14	DXなどデジタル化への対応	17	6.2	29	輸入製品等との競争激化	1	0.4
15	丸亀経済の停滞	17	6.2		無回答	0	0.0
					回答者数	273	

[出所] 第三次丸亀市産業振興計画策定に関するアンケート調査より

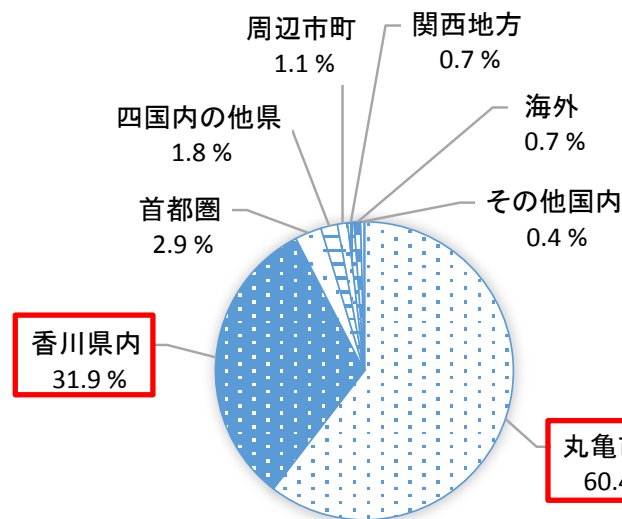
産業の維持・発展を図っていくためには、地域内で資源が循環し、行政や民間等の様々な主体が連携を強化して経済活動を推進していくことが重要です。しかし、現在の本市の地域経済循環率は78.5%に留まっており、周辺の自治体と比べても低い状況になっています。一方、丸亀市内での取引状況をみると、市内や県内を中心とする取引が非常に多くなっています。そのため、市内企業相互の取引拡大や市内消費の拡大を促し、地域内再投資を促進することが必要です。

また、本市だけではなく、周辺の自治体や経済団体等との広域での連携を模索しながら、より広い範囲で経済が循環する仕組みづくりも求められています。

【ヒアリングでの声】

- 丸亀の課題は地域内経済循環率の低さである。地域内で資源が回る仕組みを作らないといけない。沿岸部の大企業と市内企業の連携についても、あまり進んでいない。
- これからは丸亀単独で生き残るのは難しい時代かもしれない。周辺自治体や経済団体等とも連携しながら、より広域で経済が循環する仕組みも重要である。

[図表 2-18] 取引金額が最も多い地域（事業者アンケート調査）



[出所] 第三次丸亀市産業振興計画策定に関するアンケート調査より

課題（3）

中心市街地の活力低下

丸亀駅周辺の中心市街地は、「丸亀の顔」ともいえるエリアであり、地域の住民にとっては、買い物や公共交通など日々の暮らしを支えるだけでなく、地域コミュニティを醸成する場としても重要です。周辺人口の減少はもとより、商店街の組合員の高齢化や物件の老朽化、通行量の減少が徐々に進んでおり、中心市街地の活力低下が顕著になっています。

【ヒアリングでの声】

- 中心市街地の衰退は止まらず、毎年厳しい状況になっている。
- 商店街の組合員も高齢化しており、「廃業」を前提に対応している状況である。新規事業をするにしても、投資する資金も枯渇している。
- これからは新規の起業者をどれだけ獲得できるかである。ただし、物件の老朽化も著しい状況である。
- 中心市街地の活性化は目下の課題であるが、中央商店街だけでなく、丸亀港から丸亀城までのゾーンの産業振興・活性化が重要である。丸亀駅北側の空き家対策も重要であり、最近ではエリア全体での人口減少も顕著になっている。

【図表 2-19】 中心市街地における通行量調査

区分	第1調査地点 通町	第2調査地点 富屋町	第3調査地点 本町	第2調査地点 浜町	合計	
日曜	平成26年	1,067	535	562	921	3,085
	平成27年	1,137	363	458	736	2,694
	平成28年	1,916	870	522	1,622	4,930
	平成29年	1,238	424	521	765	2,948
	平成30年	※台風のため中止				
	令和元年	1,211	368	296	793	2,668
	令和2年	1,154	329	387	529	2,399
	令和3年	948	114	330	549	1,941
	令和4年	1,167	316	180	782	2,445
	平日	平成26年	1,665	864	920	1,050
平成27年		1,606	706	889	738	3,939
平成28年		1,363	584	681	1,147	3,775
平成29年		1,605	552	711	919	3,787
平成30年		1,465	454	568	932	3,419
令和元年		1,560	438	502	845	3,345
令和2年		1,089	339	332	644	2,404
令和3年		749	481	534	713	2,477
令和4年		1,267	497	475	686	2,925

【出所】 丸亀商工会議所資料

【注】 調査時間は午前10時～午後6時、数字は流入・流出の合計

平成26年・令和2年は、祝日に実施

課題（4）

農業・水産業など一次産業の維持・発展

農業や水産業など一次産業は、本市のみならず、国を支える基幹産業ともいえる存在です。その一方で、担い手の不足や高齢化は他の産業よりも深刻化しています。商業や工業との連携（農商工連携）も強化することで、各産業間での相乗効果を創出しながら、地域の産品が地域で消費・循環する「地産地消」の視点が求められています。

【ヒアリングでの声】

- 集落営農も後継者がいない。集落営農が本当に50年、100年続いていくのか疑問だ。
- 地域のブランド商品や産品を作ることも大事であるが、個人では限界があるので、地域全体で育てていかないといけない。商業や工業とも連携が必要である。
- 多くの農家は日々の作業に追われており、高齢化も相まって、新しいことに取り組む体力すら残されていない。
- 漁業の高付加価値化も重要だが、高齢化によりすでにその余裕もない。
- 一次産業の高付加価値化はどれだけ対応可能な人間がいるだろうか。
- 地産地消は重要なキーワードである。少々高くても国内や地場の農産物を食べてもらうような意識醸成が必要だ。海外では子どもでも国内産品への愛着を持っている。

丸亀うちわや青木石をはじめとする伝統産業は、地域に根ざした本市の特徴的な産業でしたが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、産業活力の低下が顕著になっています。こうした伝統産業は、観光産業にとっても重要な資源になります。

本市には丸亀城をはじめ、歴史や食文化、豊かな自然環境など、多様な魅力が存在しますが、全国的な知名度は低く、PR活動が不十分であることが挙げられます。丸亀城を中心として広域周遊を促す観光ルートを形成することで、域内での消費・購買を促進することが求められています。伝統産業と観光産業が上手く連携を図り、持続的な振興につなげることが重要です。

【ヒアリングでの声】

- コロナ禍の影響により、うちわ産業の衰退が一気に進んでいる。丸亀うちわの知名度はそれなりに高まっているが、全国的にはまだまだ認知度が低い。市民にももっとうちわを好きになってもらいたい。
- 丸亀の地場産業として、うちわの存在感を高めつつ、観光産業ともドッキングしながら生き残りを図っていくことが重要である。
- 観光面では、丸亀城だけでなく、域内での周遊につなげていくことが課題である。観光業は裾野が広いので、滞在時間を延ばすことで地域にお金を落とすことが大事である。ナイトライフエコノミーも含めて、丸亀市内でもっと消費が生まれる仕組みを作っていく必要がある。
- 地場産業と観光との結びつきの強化が必要である。
- 瀬戸内国際芸術祭をはじめ、島しょ部にも多くの方が訪問するようになっているので、観光振興の観点からも島しょ部への集客は重要である。
- 島しょ部は日本のエーゲ海ともいえるべき魅力があり、これをもっとPRすべきである。

AIやIoTといったデジタル技術は、大企業を中心に活用が進んでいますが、中小企業や零細企業等といった経営資源が限られている主体では、その活用が十分ではありません。市内企業全体の競争力の強化や底上げに向けて、デジタル技術を活用した生産性や付加価値の向上は重要な視点となっています。

【ヒアリングでの声】

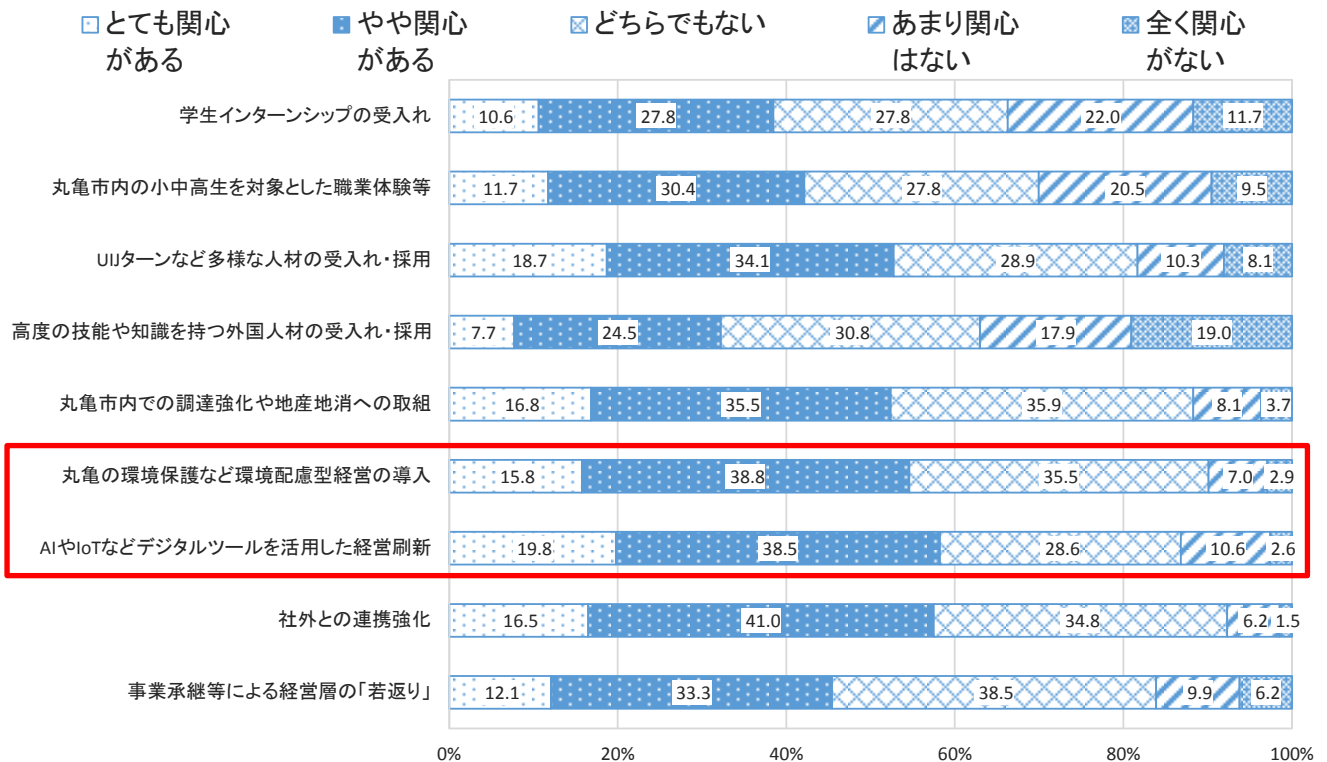
- 今後の産業を考えていく上で、「デジタル化」は外せない言葉である。
- デジタル対応への関心を持つ企業も増えているが、概念が先行しており、結局それを活用して何をするかは、各社によって異なる。
- 本来は効率化によって浮いた人件費や諸経費を再投資に回して、産業規模を維持・発展していく方向にしないといけない。

近年、持続可能な社会づくりへの関心が世界的にも高まっている中、企業にもSDGs（持続可能な開発目標）や環境対応など次世代型経営への対応が求められています。大企業のみならず、中小企業や零細企業等もこうした次世代経営に係るキーワードへの対応が重要になっています。本計画の策定にあたり実施した事業者アンケート調査の結果においても、こうしたテーマへの高い関心がうかがえます。

【ヒアリングでの声】

- SDGs や環境経営については、大企業には普及しつつあるが、中小企業・零細企業にはまだまだ浸透していない。なぜそれが求められる時代になっているのか、という背景を理解してもらう必要がある。何となくイメージアップにつながるというくらいの理解しかないことも多い。認知度がまだまだ足りない。
- 個人事業主や零細企業でもSDGs や環境経営に触れて、新しい知見やアイデアを得る機会にしてもらいたい。零細企業で知っているのは、半々くらいである。
- SDGs や環境経営は、国際的な企業経営の基本理念になるという理解が必要である。

【図表 2-20】 各取組への意向（事業者アンケート調査）



【出所】 第三次丸亀市産業振興計画策定に関するアンケート調査より

(n=273)

3. 事業者アンケート調査結果

(1) 事業者アンケート調査の概要

【調査概要】

- ・ 調査名称：第三次丸亀市産業振興計画策定に関するアンケート調査
 - ・ 調査地域：丸亀市全域
 - ・ 対象者： 丸亀商工会議所、丸亀市飯綾商工会会員の市内事業者
（一社）香川県中小企業家同友会所属の市内事業者
 - ・ 実施期間：令和4年9月1日（木）～10月20日（木）
 - ・ 配布・回収方法： 郵送配布等・WEB及び紙媒体での回答
 - ・ 配布数： 約2,100件
※上記、3つの対象者を合計した数を「母数」としています
※なお、上記3つの対象者には重複を含むため「約」と表現しています
 - ・ 回収数： 273件(WEB回収213件、同友会57件、紙回収3件)
 - ・ 回収率： 13.0% (回収数/配布数)
- ※グラフや表の割合の値については、小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計値が100%にならない場合があります。

【主な設問】

- ・ 事業所の概要（業種・資本金・従業員数・経営状況等）
- ・ 事業所の課題と今後の取組等（経営課題全般、今後の方針・展開等）
- ・ 丸亀市の立地環境（人材確保・企業集積・取引状況・地域経済・施策の充実度等）
- ・ 次世代を見据えた経営への意向について
- ・ 丸亀市における今後の支援施策の方向性

(2) 調査結果のポイント（※主要な設問のみ）

（回答者業種）

- 回答者の業種では、「その他のサービス業」（19.0%）、「建設業」（18.7%）、「小売業」（13.2%）が上位3つとなっています。

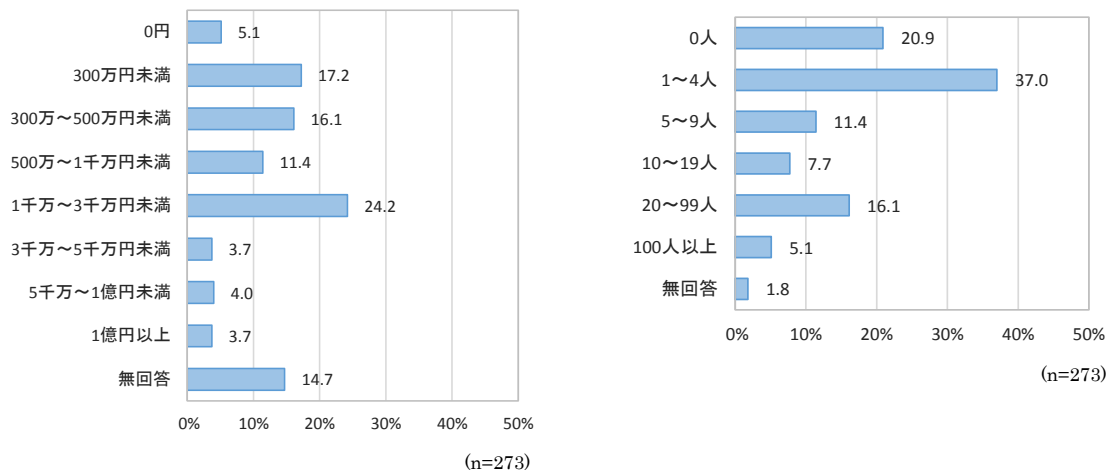
[図表 2-21] 回答者の業種

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	その他のサービス業	52	19.0	11	農業	7	2.6
2	建設業	51	18.7	12	金融・保険業	5	1.8
3	小売業	36	13.2	13	運輸業	5	1.8
4	製造業	33	12.1	14	教育・学習支援業 (※幼稚園等含む)	3	1.1
5	飲食店	20	7.3	15	情報・通信業	2	0.7
6	生活関連サービス・娯楽業	14	5.1	16	出版・印刷業	1	0.4
7	その他	14	5.1	17	鉱業	0	0.0
8	不動産業	13	4.8	18	水産業	0	0.0
9	卸売業	9	3.3		無回答	1	0.4
10	医療・福祉・介護 (※保育所等含む)	7	2.6		回答者数	273	100

(資本金・正規従業員数)

- 資本金では「1千万～3千万円未満」(24.2%)が最も多く、次いで「300万円未満」(17.2%)となっています。1千万円未満だけで約半数を占めています。
- また、正規従業員数では「1～4人」(37.0%)が最も多くなっています。

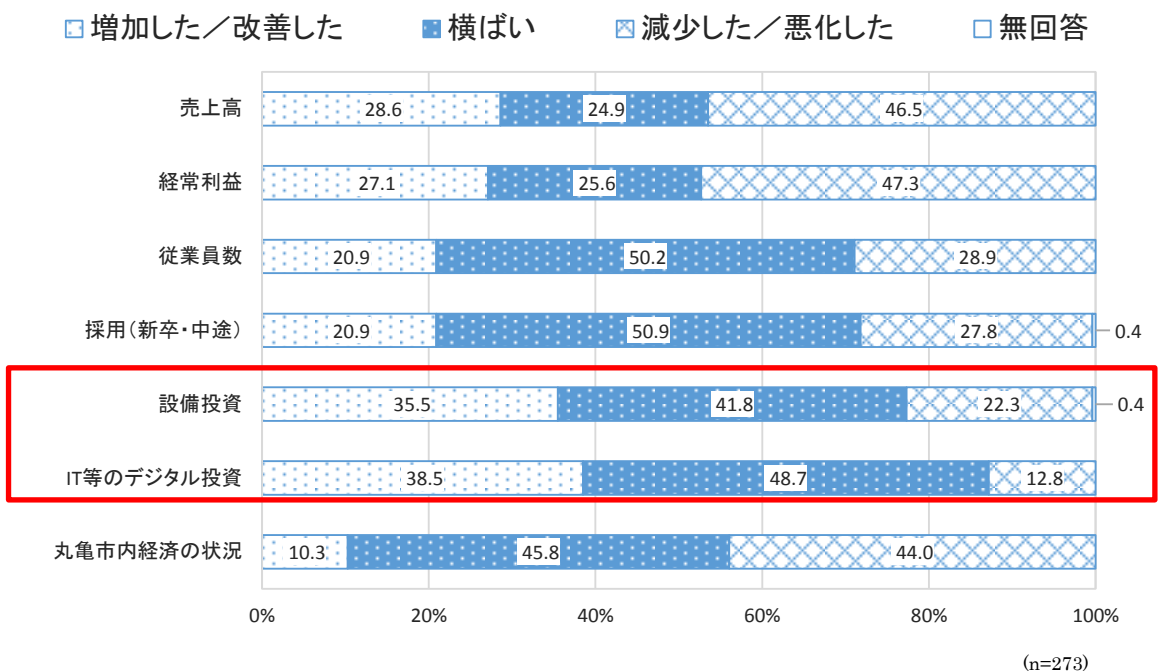
[図表 2-22] 資本金及び正規従業員数



(各種経営指標に係る動向—5年前との比較)

- 5年前と比較した各種経営指標をみると、売上高や経常利益では「減少した/悪化した」が約半数となっており、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。
- また、従業員数や採用(新卒・中途)については、「横ばい」が多くなっており、コロナ禍であっても雇用の維持や人材確保に努めていることがうかがえます。
- 一方で、設備投資やIT等のデジタル投資については、「横ばい」が目立つものの、「増加した/改善した」という回答も約4割を占めています。コロナ禍の影響がありつつも、一定の投資意欲もうかがえます。

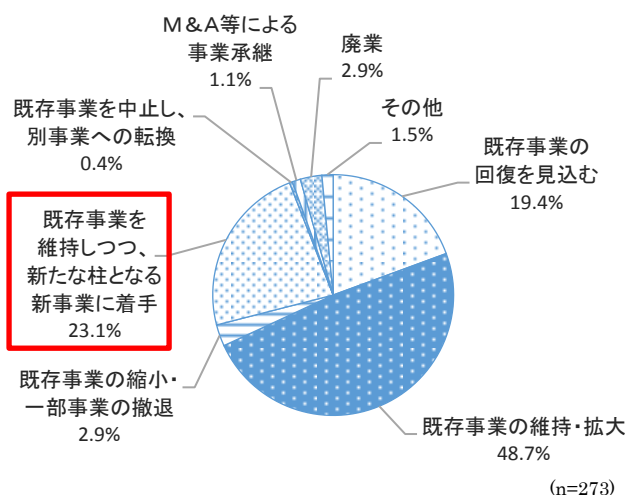
[図表 2-23] 各種経営指標に係る動向 (5年前と比較して)



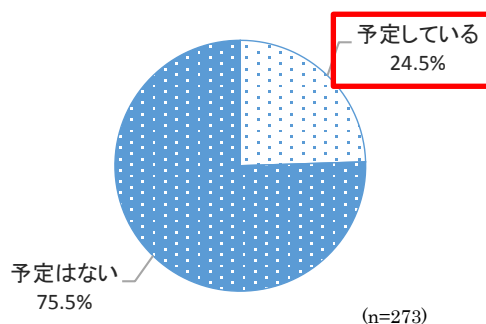
(今後の事業展望・新分野への進出意向)

- 今後の事業展望では、「既存事業の維持・拡大」が約半数を占める一方で、「既存事業を維持しつつ、新たな柱となる新規事業に着手」という回答も 23.1%となっています。
- また、同様に新分野への進出意向についても、「予定している」が 24.5%となっており、コロナ禍の影響を受けつつも、新事業展開への意欲もうかがえます。

[図表 2-24] 今後の事業展望



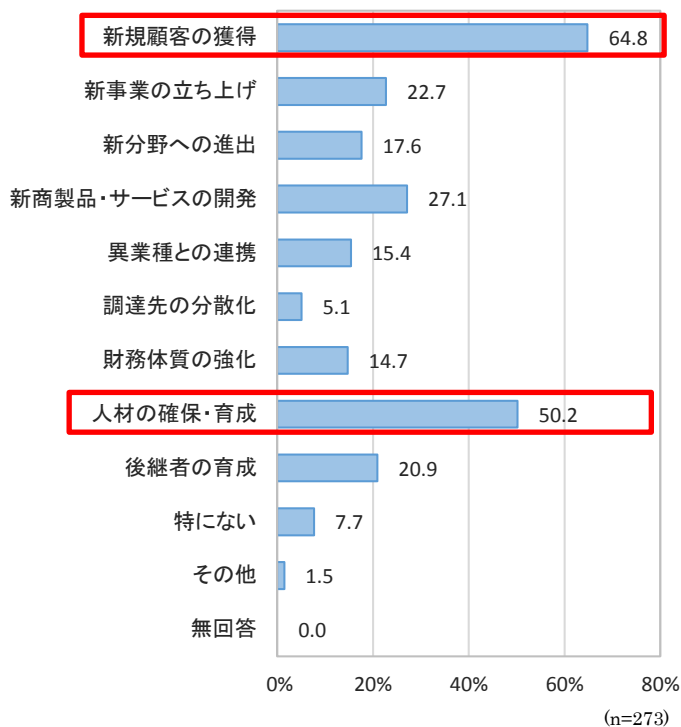
[図表 2-25] 新分野への進出意向



(今後の新規または強化する取組)

- 今後の新規または強化する取組では、「新規顧客の獲得」(64.8%)と「人材の確保・育成」(50.2%)が特に多くなっています。販路開拓と人材面での取組への意欲がうかがえます。

[図表 2-26] 今後の新規または強化する取組

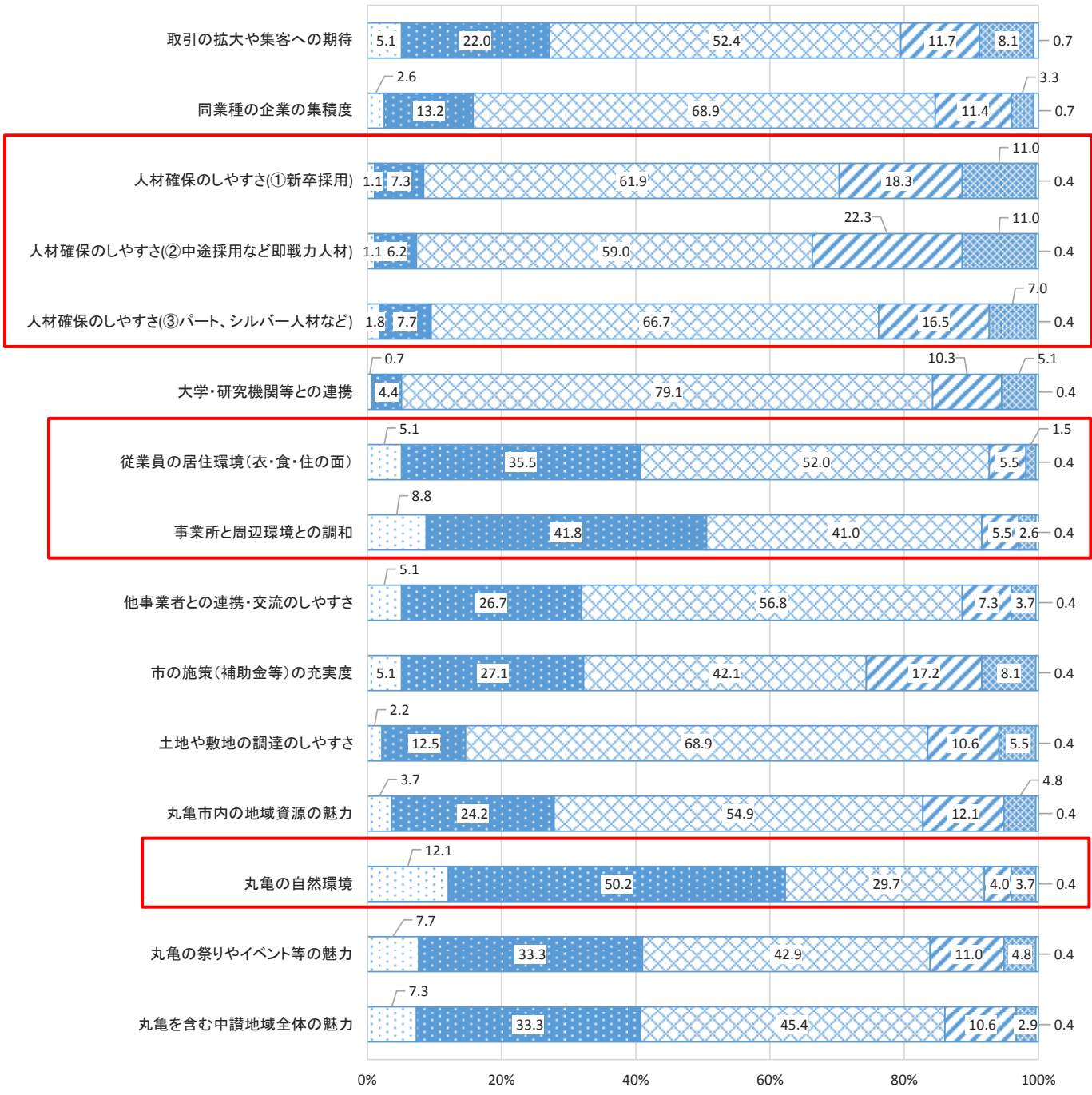


(丸亀市の立地環境に係る満足度)

- 丸亀市の立地環境に係る満足度については、「丸亀の自然環境」や「事業所と周辺環境との調和」、「従業員の居住環境」などで満足度が高くなっています。
- 一方で「人材確保のしやすさ」（新卒・中途採用・パート、シルバー人材）については、満足度は低い結果となっており、当該分野には課題があるものと推測されます。

[図表 2-27] 立地環境に係る満足度

□ 満足である ■ どちらかといえば満足である ▨ どちらでもない ▩ どちらかといえば不満である ■ 不満である □ 無回答

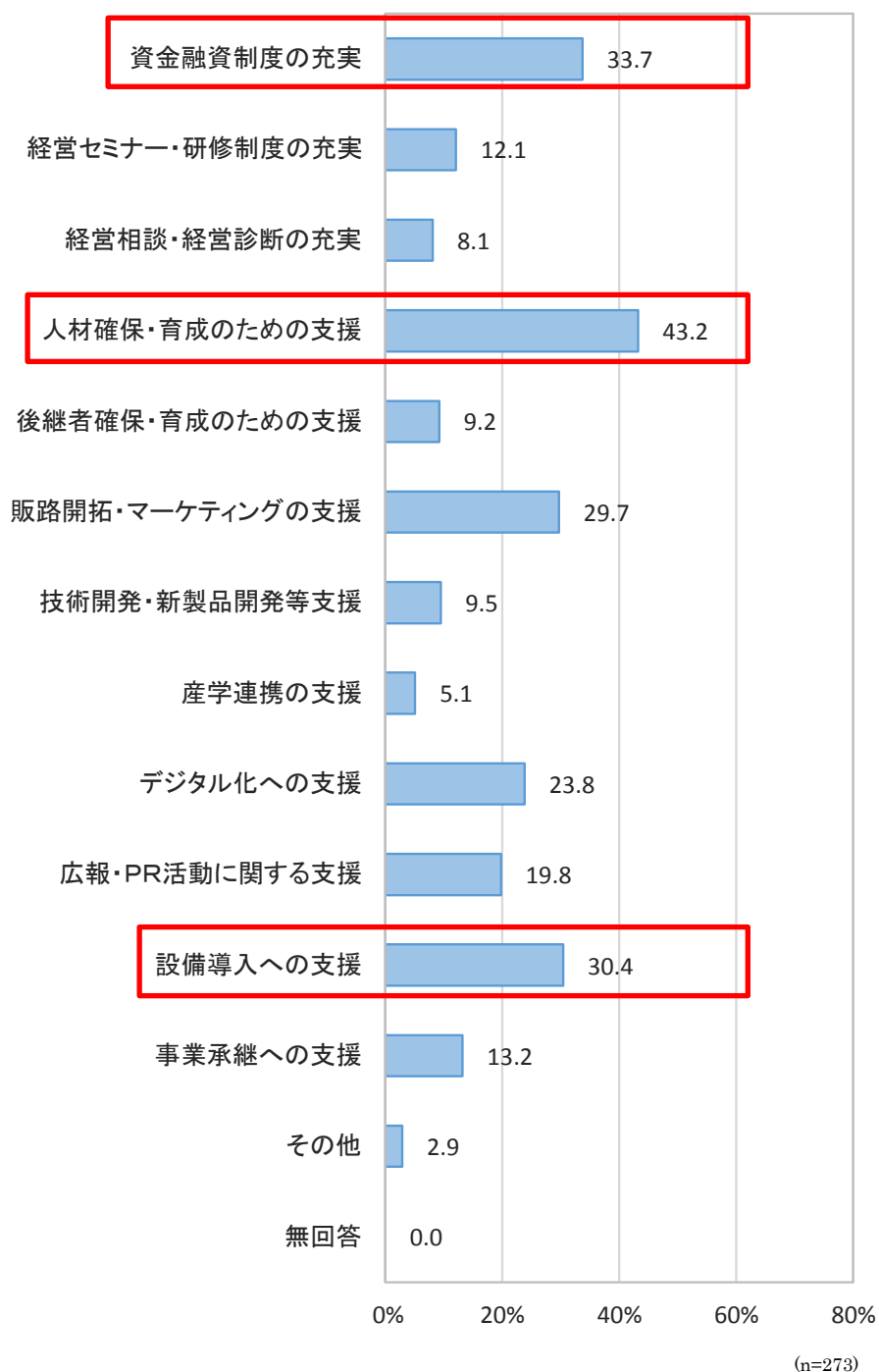


(n=273)

(期待する支援施策)

- 期待する支援施策については、「人材確保・育成のための支援」、「資金融資制度の充実」、「設備導入への支援」の3つが高い結果となっています。
- また、「販路開拓・マーケティングの支援」や「デジタル化への支援」も2割を超えており、このような分野への期待感も高くなっています。

[図表 2-28] 期待する支援施策



第3章 基本理念

近年の本市を取り巻く状況をみると、気候変動や紛争、貿易摩擦等により「不確実性」が高まっています。また、エネルギー価格の高騰や食料自給率の低さ、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化など様々な課題に直面しています。本市産業もグローバル経済や環境変化の影響を大きく受ける時代になっており、先を見据えた産業政策がますます重要性を帯びています。

本市産業のほとんどが中小企業及び零細企業（以下、中小企業者等）で占められており、地域産業の振興にあたっては、創意工夫を凝らし、技術を磨く自立した中小企業者等の存在と成長が不可欠です。そのためには、自らが経営を革新し、新製品やサービスを積極的に生み出す、挑戦する中小企業者等を積極的に支援する必要があります。既存の収益を維持・発展させながら、SDGsやデジタル化への対応、環境経営といった次世代型の経営テーマにも積極的に取り組む必要があります。さらに、単独による活動だけでなく、広域での連携や協働、地域資源の活用による活動を促進させることが求められます。

中小企業者等のうち、特に、農水産業は地域に密着した分野でもあるとともに、地域はもとより国全体の発展においても基幹的な産業です。また、地場産業は、経済活動の主役に留まらず、伝統技能や文化の継承に重要な役割を果たしています。中小企業者等が地域社会と住民生活に貢献するためには、これまで以上に、地域住民との結びつきを強める必要があります。小中学生などの若い世代から農水産業や地場産業に触れる機会を作ること、中小企業者等への理解と地域への愛着を深める必要があります。

また、少子化対策が求められる社会状況の中、地域社会の発展のためには、定住人口の維持・増加が必要です。産業振興を図り、中小企業者等による雇用創出、地域住民への商品・サービス等の提供という社会的役割を果たし、住みやすいまちを目指す中、本市は、近隣市町（善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）と連携し、定住自立圏構想¹を推進しています。こうした広域での連携も含めて、地域経済全体の成長と好循環につなげてまいります。

このように、社会の主役である中小企業者等は、本市産業のみならず、地域振興においてもきわめて重要な位置付けにあります。しかし、中小企業者等の多くは、人材や資金等の経営資源が不足しており、地域産業振興をその自助努力のみで担うには限界があります。特に、近年はあらゆる産業で人材不足が深刻化しており、産業活力の源泉である人材に着

¹ 「定住自立圏構想」とは、人口定住の促進のため、中心市宣言を行った市と連携市町によって、安心して暮らせる圏域の形成を目指して総務省が進めている構想。本市は2012年に定住自立圏形成協定を締結。

目した施策の重要性が高まっています。本市では、国・県等が行う中小企業者等の支援施策を、中小企業者等が有効に活用することを支援するとともに、地域の特性や課題に適合した中小企業者等の振興を行うために、本市独自の産業振興策を講じたいと考えます。

上記を踏まえ、本市の地域性や伝統を大切にするとともに、不確実性の増す時代に柔軟に対応し、革新に挑戦する企業を多数輩出することを目指します。また、すでに老舗の企業も、あるいは創業したばかりの企業も、農水産業者や個人事業者も、本市で持続的に発展していく「企業」として、「未来の100年企業」と名付け、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

「未来の100年企業」を育むまち・丸亀

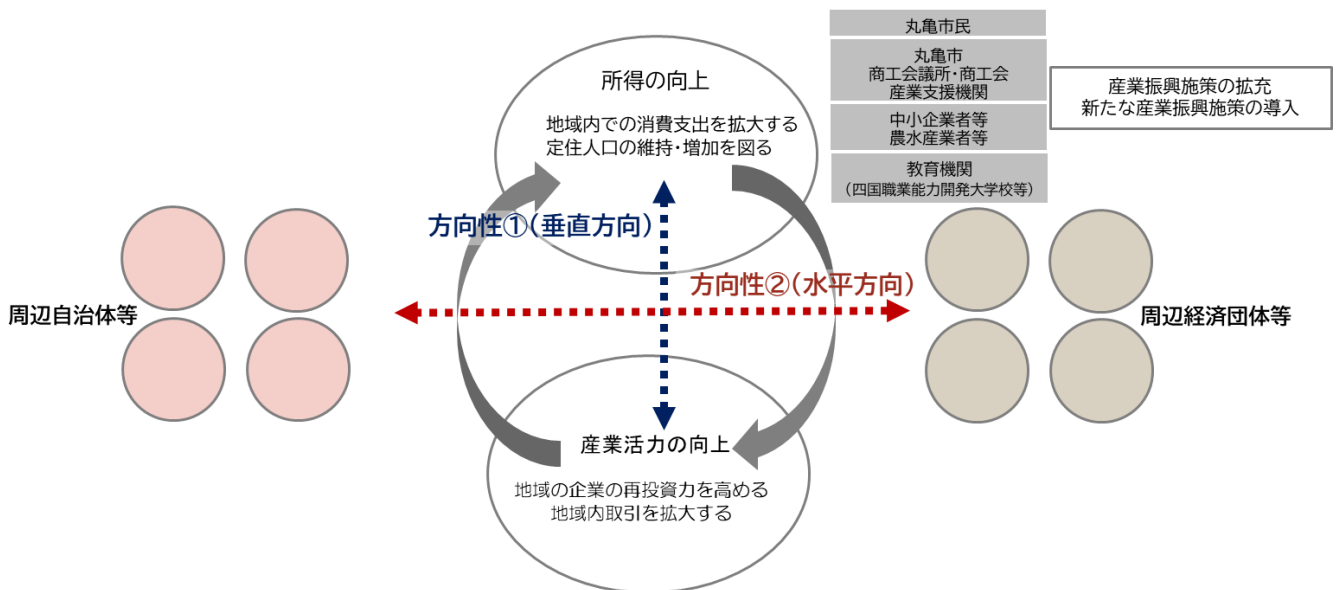
第4章 産業振興の基本的な考え方

1. 丸亀市における産業振興の視点

広域連携による地域内経済循環のさらなる促進

- 本市産業もグローバル経済や環境変化の影響を大きく受ける時代になっており、先を見据えた産業政策がますます重要になっています。
- 本市を取り巻く状況が大きく変化する中で、産業の担い手である人材の不足や中心市街地の活力低下、伝統産業と観光産業の振興など、従来からの課題だけでなく、デジタル技術やSDGs、環境配慮への対応など時代が求める新たな課題への対応も必要になっています。また、国際紛争や燃料価格の高騰、新型コロナウイルス感染症の長期化といった課題に直面する中で、国の根幹を支える農業や水産業といった一次産業の重要性が高まっています。
- こうした不確実性が増大する時代においても、経済活動の原点となるのは、地域であり、地域の企業や各種団体、行政等が一体となって、地域の産業のあるべき姿とそれを実現するプロセスを自らの手で描いていくことが求められます。
- そこで重要となるのが、地域内経済循環という概念です。第二次丸亀市産業振興計画でも掲げているように、地域内での経済循環と再投資の促進、異業種等の横断的連携は依然として重要な要素です。下図のように、第三次丸亀市産業振興計画では、従来までの本市を中心とする経済循環（方向性①：垂直方向）だけでなく、周辺の自治体や経済団体等も巻き込んだ広域的な視点も加味し、より大きな経済の循環を目指すことで（方向性②：水平方向）、地域の持続的な発展を進めていきます。

[図表 4-1] 地域内経済循環と産業振興



2. 産業振興の基本的な考え方

広域連携による地域内経済循環のさらなる促進の視点から、本市の産業振興に取り組む「6つの基本的な考え方」を示します。

基本的な考え方 1

産業人材の確保・育成支援

- ・ あらゆる産業で不足する人材確保・育成への支援は、待ったなしの状況であり、人材こそが産業活力の源泉です。
- ・ 若い世代をターゲットに産業教育などを推進することで、地元の産業に触れる機会を創出し、未来の担い手づくりを積極的に進めていきます。

基本的な考え方 2

収益基盤の確保による既存事業者支援

- ・ 未来の100年企業を育むためには、既存の事業者支援は不可欠です。
- ・ 既存の事業者支援を継続、拡充しつつ収益基盤の確保を支援していきます。

基本的な考え方 3

産業の高度化・高付加価値化・次世代経営支援

- ・ デジタル対応などあらゆる産業での高度化・高付加価値化を促進します。
- ・ SDGs や環境経営など次世代型経営への対応を支援していきます。

基本的な考え方 4

PR活動の強化による丸亀ブランドの創出・展開

- ・ 本市の多様な資源をPRすることで、丸亀ブランドの創出に繋げていきます。
- ・ 特に伝統・観光産業の資源を活用しながら、丸亀独自のブランドを広く全国に展開していきます。

基本的な考え方 5

新たな経済の好循環を創出する事業者支援

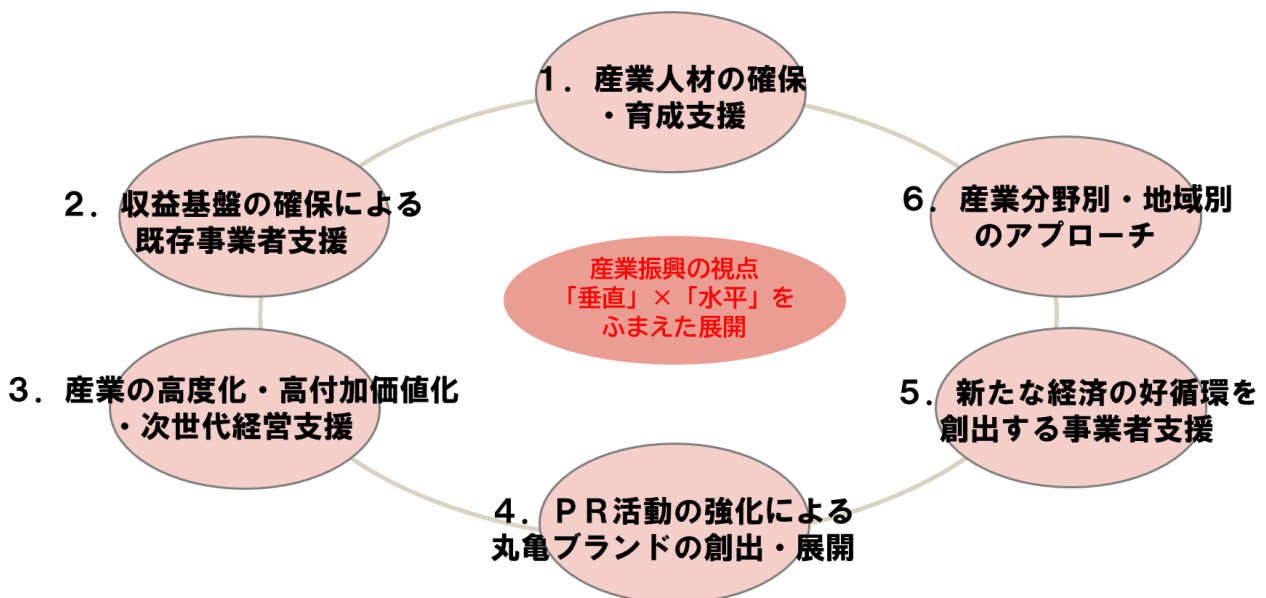
- 産業振興の視点でも述べたように、広域での新たな経済循環を生み出すことを意識します。中讃地域など広域連携を意識した施策展開を図ります。

基本的な考え方 6

産業分野別・地域別のアプローチ

- それぞれの地域が持つ個性を尊重するとともに、地域間で相互に連携しながら、産業振興に取り組みます。また、異業種・同業種や産学官金等の連携、世代間連携等を活発化することにより、新たな事業機会の創出を図ります。

[図表 4-2] 6つの基本的な考え方



第5章 施策の方向性

ここでは、産業振興の視点と基本的な考え方に基づき、分野別に前計画に基づく取組と残された課題を概観するとともに、今後の「振興方針」と「主要な施策展開」を示します。

計画策定に際して実施したアンケートやヒアリング調査等で明らかになった本市産業の特徴を踏まえ、今後取り組む施策展開について、その考え方を明らかにします。

1. 農水産業

【これまでの取組と課題】

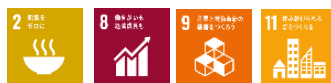
- ・ 前計画に基づき、新規就農希望者支援を積極的に進めたことで、目標値の毎年2人を上回る新規就農者が生まれていますが、農業従事者の減少に歯止めがかかっておりません。
- ・ 農業従事者の高齢化などにより、遊休農地や耕作放棄地の面積増加など、農業の担い手不足や生産環境の適正化といった面でも深刻な課題があります。また、農商工連携など農業と他産業との連携による生産性の向上や収益力の改善も求められています。
- ・ 有害鳥獣等被害対策については、毎年目標値を達成しており、生産環境の改善につながっています。
- ・ 水産業では、海面・河川ごみへの対策の強化による水質の改善が進んでおり、稚魚の放流等による環境の保全も進んでいます。

【振興方針】

次世代に農水産業を承継するために、後継者・担い手育成の取組を推進するとともに、農水産物の生産がしやすい基盤づくりによる生産の増進、収益力の向上を促進し、販路の拡充を図ります。

【主要な施策展開】

1 後継者、担い手の育成



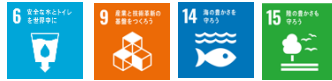
中小家族農業の後継者、担い手の育成は、農水産業の維持・発展の基礎であり、大変重要です。そのため、これまで以上に新規就業者等の発掘・育成に努めるとともに、若者の就農を促すためのインターンシップの受入れや集団化、漁業後継者の事業承継を促進します。

(想定される施策)

- ・ 就農希望者支援
- ・ 漁業後継者の事業承継支援
- ・ 集落営農や法人設立、事業承継への支援
- ・ 多様な担い手への支援

など

2 生産環境の適正化



農水産業の生産環境は、遊休農地や耕作放棄地の増加、有害鳥獣等被害の増加、海面・河川ごみの増加等の大きな課題に直面していることから、それら生産環境の適正化を図ります。

(想定される施策)

- ・遊休農地の活用と耕作放棄地の発生防止
- ・基盤整備の推進
- ・漁場環境整備の推進
- ・海面・河川ごみ対策の推進
- ・有害鳥獣等被害対策の推進

など

3 生産の増進と収益力の向上



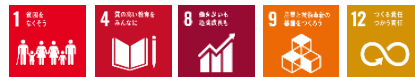
農水産業の経営の安定化を図るため、農業では、引き続き農産物の産地形成や農商工連携を推進するとともに、漁業では持続的かつ安定的な生産を可能とするための計画的な稚魚放流環境を保全し、収益力の向上を促進します。

(想定される施策)

- ・経営の安定化支援
- ・特産品の開発と産地形成の推進
- ・農商工連携の推進
- ・稚魚放流環境の保全
- ・省力化・機械化等に係る産学連携の促進

など

4 販路の拡充



直接取引や海外展開などを通じて農水産物や加工品の販路拡大を支援するとともに、生産・加工・流通・消費間のビジネスマッチングを促進します。また、地産地消を拡大するため、消費者との交流や意見交換会の開催など、様々な体験機会を通じて消費者への理解を深め、地域で作られた商品・商品の見える化に取り組みます。

(想定される施策)

- ・農水産物や加工品の販路拡大
- ・体験機会の拡充
- ・消費者の理解に基づく地産地消の推進
- ・食農教育などを通じた啓発活動の促進

など

2. 工業・地場（伝統）産業

【これまでの取組と課題】

- ・ 前計画に基づき、あらゆる産業で求められている人材の確保、育成の支援に注力しており、人材採用に係る機会の充実やインターンシップの充実など、様々な支援を展開しています。子どもの頃から地元企業と関わる機会をつくる視点（産業教育）も積極的に推進してきました。
- ・ 企業の経営革新・技術革新等の促進という視点では、ワンストップ相談窓口の充実と関係機関との連携強化に取り組んでおり、相談窓口である中西讃マルタス常設サテライトでの相談件数も増加傾向にあります。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、関係団体や金融機関等と連携したセミナーを開催し、新たなビジネスやイノベーションの創出に向けた同業種、異業種間での交流も進んでいました。新型コロナウイルス感染症拡大後は、感染状況に配慮しながら、セミナー等の実施に向けた取組を進めてきました。
- ・ 丸亀うちわや青木石など、地場（伝統）産業の振興と積極的な PR という面では、インバウンド向けの PR や海外販路開拓等に取り組むとともに、後継者の育成やうちわの技法・技術の伝承を目的とする「丸亀うちわニューマイスター認証制度」にも取り組んできました。

【振興方針】

人材の確保、育成は急務であり、定住促進と合わせて重点的に対策に取り組むとともに、企業間・産学官金等の多様な連携機会を創出し、広域連携を意識した施策展開を図ります。また、企業の経営革新・技術革新による新たな事業展開のほか、SDGs や環境経営の推進、デジタル対応など企業価値を高める次世代経営を支援します。

丸亀うちわや青木石等の地場（伝統）産業については、観光資源として積極的に活かし、個々の観光資源が持つ魅力の相乗効果を発揮し、うちわ産業、採石業等としての振興を図ります。

【主要な施策展開】

1 人材の確保、育成の支援



人材の確保・育成については、UIJ ターンを促すため、インターンシップ事業の充実を図るとともに、事業規模に関わらず、労働者一人ひとりが活躍できる機会を確保し、企業の事業継続・事業承継を支援します。

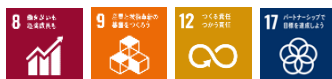
また、子どもの時期から地元企業との交流や体験学習を通じて、地元企業の魅力を PR するとともに知名度を高めるなど産業教育の機会を充実します。

（想定される施策）

- ・ 人材採用に係る機会の充実支援
- ・ 事業継続・事業承継支援、後継者の育成
- ・ 産業教育の充実
- ・ 人材育成支援の充実
- ・ ワークライフバランスの充実

など

2 多様な連携機会の充実



地域の事業者に関する情報を発信し、企業間や産学官金等の連携につなげます。また、企業の技術革新や経営革新、あるいは新たな取引関係づくりにつながる機会を充実させるとともに広域での新たな経済循環を生み出すことを意識します。

(想定される施策)

- ・ 同業種・異業種間交流機会の提供
- ・ 産学官金等の連携機会の充実
- ・ 取引マッチング機会の提供
- ・ 販路開拓支援の充実
- ・ 地域の事業者に関する情報発信の強化
- ・ 広域連携の強化

など

3 経営革新・技術革新等の促進



中小企業支援ガイドブックを充実・活用しながら、企業の経営革新や技術の高度化等への取組を支援します。また、市外から新たな企業を誘致すると同時に、既存の企業の定着の促進に取り組みます。さらに、SDGs や環境経営の推進、デジタル対応など企業価値を高める次世代経営の支援をします。

(想定される施策)

- ・ 中小企業支援ガイドブックの充実
- ・ 経営革新等への取組支援
- ・ ワンストップ相談窓口の充実と利用機会の促進、関係機関との連携
- ・ SDGs や環境経営、デジタル対応など企業価値を高める次世代経営の支援
- ・ 企業誘致・定着の促進

など

4 地場（伝統）産業の振興と積極的な PR



丸亀うちわについては、市場の拡大に向けてインバウンドや海外向けの PR に取り組みます。また、これまで取り組んできたニューマイスター認証制度を活用しながら、生業として展開しうる基盤づくりを支援します。青木石については、日本遺産認定された「石の島」のストーリーを基盤に様々な需要に対して、多種多様な用途での利用促進や情報発信に努めます。

地場（伝統）産業に関する市民の理解・共感を深めるため、積極的な PR や体験学習、産業教育に取り組むとともに、地場（伝統）産業間の連携や後継者の育成を支援します。

(想定される施策)

- ・ 丸亀うちわのインバウンドや海外向け PR の促進
- ・ 丸亀うちわニューマイスター認証制度の活用
- ・ 丸亀うちわや青木石等の PR の充実、体験学習機会や産業教育の強化
- ・ 丸亀うちわや青木石等の地場（伝統）産業間の連携や後継者の育成支援 など

3. 商業・サービス業

【これまでの取組と課題】

- ・ 前計画に基づき、中心市街地の活性化や商店街の個店支援、創業・第二創業の支援などに取り組んできました。中心市街地での商業力の強化では、空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金を通じた支援を行っており、近年は補助金の申請件数も増加傾向にあります。
- ・ また、まちのにぎわいづくりを担う FACE21 運営協議会や丸亀商工会議所など関係団体と連携し、ホームページ上での空き店舗情報や頑張る個店の紹介などの情報発信にも取り組んできました。
- ・ 一方、商店街の店主の高齢化や通行量の減少など、中心市街地の活力低下は進んでおり、こうした状況を変えていくための各種支援が求められています。

【振興方針】

丸亀市の顔でもある中心市街地は、多くの市民・来訪者が集い、回遊する、歩いて楽しいエリアとして再生する取組を推進します。また、積極的に頑張る個店を支援するとともに、創業支援に取り組めます。

【主要な施策展開】

1 中心市街地の活性化



中心市街地活性化に向けて、商業者はもちろん、市民や NPO など多様な主体が協働して将来ビジョンを描き、丸亀城や美術館、マルタスとの連携を意識して、これまで以上に環境整備や集客への取組を推進します。

また、中心市街地の空き店舗の情報発信に努め、空き店舗を活用した出店を促進します。

(想定される施策)

- ・ 中心市街地活性化のための将来ビジョンの作成支援
- ・ 中心市街地の環境整備の推進
- ・ 多様な主体の連携による集客事業の促進
- ・ 中心市街地への新たな店舗、オフィス等の誘致

など

2 頑張る個店の支援



地域に根ざし、事業に意欲的な個店を積極的に支援するとともに、企業訪問等による情報提供や顧客獲得等にもつながるように情報発信に取り組めます。

(想定される施策)

- ・ 中小企業支援ガイドブックの充実（再掲）
- ・ 経営革新等への取組支援（再掲）
- ・ 店舗及び店主の情報発信の充実

など

3 創業・第二創業の支援



創業準備の段階から創業後のフォローまで、ワンストップでスムーズに支援を受けることを可能とするため、市と各支援機関が連携を強化するとともに、創業塾を開催するなど、それぞれの強みを生かした創業支援事業を推進します。

また、市内での継続的な雇用の確保と拡充に結びつけるため、新たな事業の展開を図る企業についても積極的に支援します。

(想定される施策)

- ・ 創業支援事業の推進
- ・ 創業塾の開催
- ・ 創業場所の情報提供
- ・ 創業者のフォローアップ

など

4. 観光（産業）

【これまでの取組と課題】

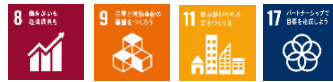
- ・ 前計画に基づき、滞在型・回遊型観光の推進や駅・城周辺を核とした観光インフラの整備推進、観光マネジメント組織の構築・運営、インバウンドへの対応などに取り組んできました。
- ・ 観光産業全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観光入込客数や市内での宿泊者の減少など大きな影響を受けましたが、近隣地域からの教育旅行の受入れやポストコロナを見据えた観光情報の発信や新たな観光商品の開発に取り組んできました。
- ・ 観光マネジメント組織の構築・運営では、令和3年11月に丸亀市観光協会が「地域DMO」として観光庁から認定を受けるなど、地域の観光振興を戦略的に行う土台が形成されました。観光による地域活性化、持続可能な観光地域づくりに向けた取組を進めています。

【振興方針】

滞在型・回遊型観光や広域観光を推進するとともに、本市の観光拠点である丸亀城周辺や駅などを核とした多様な観光インフラを整備し、交流人口の増加に努めます。また、本市の自然、食、歴史・文化等の魅力ある観光資源を活かし、地域一体となった幅広い世代を対象とした観光振興に取り組みます。

【主要な施策展開】

1 滞在型・回遊型観光の推進



うちわづくりをはじめ、農業や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験型プログラムの開発を推進します。また、スポーツイベント、合宿の誘致や城泊等の宿泊施設の整備促進などに取り組み、市内観光の滞在時間の延長を図ります。

全国的に知名度がある「瀬戸内国際芸術祭」や「日本遺産」について、島しょ部はもちろん、市内各地にも効果が波及するよう活用を図ります。また他の自治体や広域の観光関連協議会等の組織と連携して、本市周辺の観光資源も活用した回遊性の高い広域観光を推進します。

（想定される施策）

- ・ 農業体験や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験型プログラムの開発
- ・ うちわづくり体験の充実
- ・ 島しょ部における瀬戸内国際芸術祭などの創作芸術活動の活用
- ・ 日本遺産に認定された「石の島」のストーリーの観光活用
- ・ スポーツイベントや合宿の誘致
- ・ 広域観光ルートの開発と PR 機会の活用
- ・ 金比羅街道の整備と PR の充実
- ・ 城泊事業の推進による観光振興

など

2 駅や城周辺を核とした観光インフラの整備推進



本市の観光拠点である丸亀城を核とし、本市の玄関口である JR 丸亀駅との連携を進めて魅力化を図るために、駅から城周辺におけるハード・ソフト両面の観光インフラ整備を推進します。

(想定される施策)

- ・観光案内インフラの充実

など

3 本市観光資源と周辺自治体との相乗効果の発揮



本市での島しょ部、駅・城周辺から南部に至る回遊型観光の促進にくわえ、東西に延びる主要幹線道路、鉄道網を活かし、本市と周辺自治体の観光資源を活かした広域観光を促進します。うちわの港ミュージアムを中津万象園へと集約することで、個々の観光資源が持つ魅力の相乗効果を発揮し、本市における集客増加を図ります。

(想定される施策)

- ・近隣自治体との観光連携
- ・観光施設におけるハード・ソフト面の充実
- ・新たな観光ルートの開発と観光案内の強化

など

4 観光マネジメント組織の構築と推進



市内産業の「稼ぐ力」を高めるため、観光協会・丸亀版 DMO の組織強化と持続可能な観光地に向けた施策の検討・実施を推進します。また、関係機関や市民団体、観光関連事業者等と連携して、丸亀ならではの魅力ある観光商品の開発や受入体制の強化、市外への観光プロモーションを展開します。

(想定される施策)

- ・飲食店や宿泊施設、大規模観光施設等との連携促進
- ・観光商品の充実と情報発信
- ・GSTC の概念を基に地域として、持続可能な観光地に向けた施策の検討・実施
- ・観光協会・丸亀版 DMO の組織強化

など

5 インバウンド対応の推進



ポストコロナに向け、急増するであろうインバウンドに対して、県や広域の観光関連協議会等の取組と連携して市内への誘客を図ります。また、多言語対応などの環境整備や情報発信を推進し、うちわ産業や市内飲食店、農水産業等の振興につながる取組を推進します。

(想定される施策)

- ・SNS を活用した多言語による情報発信の充実
- ・多言語による案内サインの整備
- ・外国語による観光案内の充実
- ・海外でのシティプロモーションの推進

など

5. 地域別の産業振興

本市は、塩飽諸島から沿岸部の埋立地、平地から中山間地までの地理的・自然環境による特性を有し、多様な地域経済・社会の上に成り立っています。

大きく地域分けをすると、「①島しょ部」、「②沿岸部」、「③中心市街地及び平野部」、「④綾歌・飯山地域」の4つに区分され、これら個別の地域一つひとつが、相対的に自立しながら、各地域と連携する形で丸亀市経済を形成している側面もあります。

そこで、今後は、地域別の産業振興にも取り組んでいくことが求められます。

【地域別の現況と課題】

①島しょ部

島しょ部の最大の課題は、高齢化と人口減少、地域コミュニティの維持と深く関わっています。3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭では、島しょ部との往来も大きく増加しますが、全般的には地域経済の活力が急速に低下しています。しかし、漁業、農業、石材業など地域には地場（伝統）産業があり、歴史的な町並みも保全されています。せとうち備讃諸島をテーマとする「石の島」のストーリーは、令和元年5月に日本遺産に認定されています。さらに、地域の魅力にひかれて、移住する若者もみられます。

また、岡山県側との経済的な関係も深く、これらのことから、漁業資源の付加価値を高めながら、いかに交流人口を増やし、地域コミュニティに活力を取り戻すのが課題となっています。

②沿岸部

沿岸部については、大企業の工場群が立ち並び、本市のなかではグローバル経済と直結した地域となっています。したがって、こうした大企業の事業所の業績が市の財政基盤を大きく左右している面もあります。沿岸部の大企業の活力を市内の他産業にも波及させる視点も重要です。

③中心市街地及び平野部

中心市街地は、城下町ならではの伝統産業が息づく地域ですが、港周辺、駅前、商店街、市役所、そして丸亀城へと至る中心市街地の活力が失われて久しい状況です。一方、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、駅前周辺でのホテルの新規開業、マンションの建設など、エリア内では新しい動きも見られます。

南部では宅地化が進み、ロードサイドにはチェーン店やショッピングモールが進出して利便性が高まっています。

④綾歌・飯山地域

綾歌・飯山地域は、地域密着型の製造業や建設業、サービス業などの中小企業が事業を営む地域であり、農業生産も活発に行われています。本市の中では、地域内経済循環が最も進んでいる地域とも考えられますが、周辺自治体を含めたより広域的な連携の強化が求められています。

【振興方針】

近年、各地域では、個性ある地域経済の新たな担い手が生まれ、活発な産業活動が行われていますが、個々の事業者や地域の有志による個別活動によるものが多くみられます。

これらの取組を市全体の活動へと発展させていくためには、地域内および地域間の連携が不可欠であり、丸亀市域を対象にした単一の産業振興施策だけではなく、時代に即した地域ごとの施策が必要となる場合もあります。

そこで、今後は「丸亀市産業振興推進会議」の場などを通じて、地域別に必要な施策・事業の検討を深めるとともに、地域ごとの取組と地域間の連携を促進していきます。

(地域ごとの取組の例示)

分野別の産業振興を「縦軸」とすると、分野横断的な「横軸」の産業振興も必要になります。その際、進めやすいのは、ここで示す「地域」単位での取組です。

例えば、次のような取組が考えられます。

●農商工連携の推進

地域の農水産物を活用して加工品を作り、販売するなどの農商工連携の取組は、他地域との違いによる個性や付加価値を生み出すことから、地域ごと、あるいは地域横断的なグループづくりが有効です。

●公共交通問題への対応

高齢者等の移動手段となる交通の便を確保することは大きな課題です。このことは、交通問題に留まらず、消費生活行動から、地域の商店や飲食店、医療・福祉サービス業などにも影響する課題であり、地域の産業振興の観点からとらえることが必要です。

●緊急災害時の対応

地域に建設業や運輸業、燃料販売店等が事業を営んでいることは、災害時における避難や復旧・復興に大きな役割を担うことが期待されます。日頃の防災まちづくりの観点からも、地域内の多様な業種による企業間での連携が求められます。

●その他、空き地や空き家の活用、再生可能エネルギーの検討 など

第6章 計画推進の仕組み

1. 丸亀市産業振興推進会議の役割

本計画の推進にあたっては、「丸亀市産業振興推進会議」が産業振興施策に必要な事項を調査審議し、施策を推進する機関と位置づけられています。

本計画の策定後及び計画実施における丸亀市産業振興推進会議の役割は次のとおりです。

①実施計画の推進

施策の事業化に向けて必要な内容について検討を行い、助言や推進に協力します。

②実施計画の評価および改善策・新規施策の検討・助言

実施計画の進捗状況結果に基づき、計画の達成に必要な改善策や新たに必要な施策について検討・助言を行います。

[産業振興推進会議について（丸亀市産業振興条例：一部抜粋）]

第10条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 産業経済団体の関係者

(3) 事業者

(4) 消費者

(5) 公募による者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 庁内及び関係機関の連携

行政は、庁内各課の連携を強化し、市内企業が事業に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、他の施策との調和や相乗効果の発揮に努めます。

また、国や県、周辺市町、丸亀商工会議所や丸亀市飯綾商工会、各種経済支援団体、金融機関、大学等との連携・協力を努めます。

3. 進行管理の方法

(1) 実施計画の策定と見直し

本計画に基づき、別途、計画期間3年間の「実施計画」を定めます。

また、社会経済環境の変化や企業ニーズを踏まえ、毎年ローリングによる見直しを行います。

(年度)	2023	2024	2025	2026	2027
丸亀市産業振興計画	→				
実施計画 (毎年、ローリング による見直し)	→				
		→			
			→		

(2) PDCA サイクルによる進捗状況の管理

市の担当課が中心となり、PDCA サイクルによって実施計画の進捗状況の把握を毎年実施するとともに、「丸亀市産業振興推進会議」の検討や助言を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。



参考資料

1. 丸亀市産業振興推進会議 委員名簿

(令和5年3月末現在)

任期: 令和3年7月5日～令和5年7月4日

分野	所属	役職	氏名	備考	
識見を有する者 (4)	京都橘大学経済学部	准教授	コヤマ ダイスケ 小山 大介	会長	
	四国職業能力開発大学校	能力開発統括部長	スガヌマ アキラ 菅沼 啓		
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	企業振興部長	ハマナカ タダカツ 濱中 忠勝		
	中小企業診断士		シバタ ナオミ 柴田 直美		
産業経済団体の関係者・事業者 (13)	農業関係 (2)	丸亀市地域農業再生協議会	会長	マツオカ シゲル 松岡 繁	
		香川県農業協同組合	仲多度地区 営農センター経済課	オクダ アキヒロ 奥田 哲大	
	水産関係 (1)	丸亀地区水産振興対策協議会	理事兼参事	ニシカワ マサノリ 西川 正則	
	商工業関係 (4)	丸亀商工会議所	副会頭	マナベ ヨシノブ 真鍋 宣訓	
		丸亀市飯綾商工会	青年部部員	ウツミ タマミ 内海 珠美	
		丸亀市中央商店街振興組合連合会	代表理事	スキオ ヒデミ 杉尾 英美	副会長
		香川県中小企業家同友会	政策委員会副委員長	ニシカワ ヘイジ 西川 平二	
	地場産業関係 (2)	香川県うちわ協同組合連合会	理事	ヤノ トシロウ 矢野 俊郎	
		青木石材協同組合	参事	ツツイ マサト 筒井 政人	
	観光関係(2)	一般財団法人丸亀市観光協会	理事	ババ クミコ 馬場 久美子	
		公益財団法人中津万象園保勝会	評議員	マナベ ユキコ 真鍋 有紀子	
	金融関係(1)	百十四銀行丸亀支店	執行役員支店長	ヒガシハラ タカアキ 東原 隆啓	
	福祉関係(1)	特別養護老人ホーム 珠光園	施設長	フジイ マミ 藤井 満美	
勤労者(1)	連合香川西地域協議会	幹事	ドイ トシヤ 土井 俊哉		
消費者(1)	丸亀消費者友の会	会長	マツシタ タカエ 松下 孝江		
公募委員(3)			カジタニ タカヒロ 梶谷 孝啓		
			クワタ モモコ 桑田 桃子		
			マツバラ ヨシエ 松原 佳恵		

2. 計画策定の経過

丸亀市産業振興計画策定の主な経過

年度	月	項目	主な内容
令和3年度	2月	●第1回産業振興推進会議 (2月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の互選 ・第三次丸亀市産業振興計画策定までの予定について ・産業振興計画 実施計画について
令和4年度	7月	●第1回産業振興推進会議 (7月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次丸亀市産業振興計画策定について ・部会の構成及び部会長の選任について ・意見交換 「コロナ禍における産業政策の在り方」 「次期計画基本理念について」
		●専門部会長会議 (7月29日)	
		●ヒアリング調査の実施 (7月～9月)	
	8月	●第2回産業振興推進会議 (8月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者アンケート調査案について ・第二次丸亀市産業振興計画の進捗状況について（専門部会） ・ワークショップ（専門部会） 「次期計画で取り組むべき施策について」 「次期計画の基本理念について」
	9月	●事業者アンケートの実施 (9月1日～10月20日)	
	10月	●専門部会長会議 (10月13日)	
		●第3回産業振興推進会議 (10月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査及びアンケート調査について ・次期計画の構成案について ・次期計画の理念案について ・次期計画の方向性提示・協議
	11月	●11月～12月 計画素案の作成	
		●第4回産業振興推進会議 (11月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市産業の特徴と課題について ・基本理念（案）について ・産業振興の基本的な考え方について ・施策の方向性について
	12月	●専門部会長会議 (11月28日)	
	●第5回産業振興推進会議 (12月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の産業振興、計画推進の仕組みについて ・ワークショップ（専門部会） 「各分野の施策の方向性について」 「想定される施策について」 	
	●市議会 都市環境委員会 協議会（12月21日）		
1月	●パブリックコメント実施 (1月6日～2月6日)		
2月	●第6回産業振興推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次丸亀市産業振興計画（案）におけるパブリックコメントの結果について ・第三次丸亀市産業振興計画（最終案）について ・実施計画について 	
3月	●計画決定		

3. 丸亀市産業振興条例

(平成 23 年 3 月 24 日条例第 17 号)

改正 令和 2 年 3 月 30 日条例第 15 号

美しい瀬戸内海に開かれた好立地を活かし、丸亀は古くから、政治、経済、文化などにおいて重要な役割を担い、城下町、港町として栄えてきた。

丸亀藩による「讃岐三白」と称される地場産品の塩、綿、砂糖の生産、流通の確立が豊かな地域づくりに寄与した。また、産業としてのうちわ、金比羅詣での港町として発展した商業、ため池構築による稲作の拡張、桃をはじめとする果樹栽培など、優れた先駆者と先人たちの努力により産業振興がなされてきた。

近年は上場企業が経済界を牽引する役割を果たし、高度経済成長期には丸亀市も臨海地区を中心に企業誘致を行い、そして何よりも中小企業が地域経済を支え、丸亀市の産業形成がなされた。

しかしながら、現在は地方経済も疲弊した状況が続いている。地方分権が進む中、国の経済政策に頼るだけでなく、自治体としての産業振興が重要な行政課題となってきた。

丸亀市においても、工業、商業、農業、水産業、観光、伝統工芸などの産業は、地域資源が持つ価値を発揮させることにより、市民生活を支える雇用をもたらすなど地域経済にとって重要な存在である。

そこで、自立する中小企業をはじめ、全産業の振興が丸亀市の更なる発展に欠かすことのできないものであることを共通認識し、地域環境の健全な構築を図りながら、すべての人の協働により、丸亀市民の生活維持・向上を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に定める事業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に定める事業者であって、市内に事務所等(個人であって事務所等を置かない場合は住所)を有するものをいう。
- (4) 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。

- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）以外の事業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、協同組合その他の金融機関である事業者をいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に定める学校及び第 124 条に定める専修学校又は職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 16 条第 1 項に定める公共職業能力開発施設をいう。

(基本方針)

第 3 条 産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体、金融機関、教育機関等及び市民が協働して推進するものとする。

- 2 地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業者等の育成を推進するものとする。
- 3 人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、事業承継を含む地域雇用の確保を推進するものとする。
- 4 市の製品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。
 - (1) 工業については、生産技術の高度化、知的財産の創造、保護及び活用並びに地域資源を活かした産学連携及び産産連携を推進する。
 - (2) 商業については、店舗の規模、営業形態等の違いによらず、地域に根ざし、共存共栄による活性化を推進する。
 - (3) 農業については、優良農地の確保、良質な農産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的な機能を活かした農業振興を推進する。また、担い手の確保、後継者の育成を推進する。
 - (4) 水産業については、水産物を安定的に供給していくため、瀬戸内の水産資源の情報提供、栽培漁業の推進及び後継者の育成を推進する。
 - (5) 観光については、地域の観光資源の創出に努めるとともに、既存の観光に関する情報を広く発信し、観光に関する産業の創出及び活性化を推進する。
 - (6) 新産業については、地元産業と学術研究機関等との連携を図るとともに、新たな産業分野への進出並びにベンチャー企業の創出及び育成を推進する。
 - (7) うちわをはじめとする伝統産業及び地場産業については、組織の強化、後継者の育成を図るとともに、更なる市場の拡大、発展を推進する。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。

- 2 市は、前項の計画実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業経済団体、学術研究機関等、教育機関等及び市民との協働に努める。
- 3 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農水産物等の受注機会の増大に努めるものとする。

- 4 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 5 市は、中小企業者等が災害等に備えて実施する事業継続計画策定又は改定及び災害等が発生した場合における事業再開又は継続に対する取組を支援するものとする。

(事業者及び産業経済団体の責務)

第 5 条 事業者は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

2 事業者は、法令を遵守し、自らの事業活動に期待される社会的な責任及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。

3 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(大企業者の理解及び協力)

第 6 条 大企業者は、中小企業者等が地域経済の活性化に重要な役割を担っていることを理解し、発注機会の創出等の連携・協力を深めることにより、市の地域産業振興への貢献に努めるものとする。

(金融機関の理解及び協力)

第 7 条 金融機関は、中小企業者等が事業の発展・活性化に取り組むことができるよう、資金調達の円滑化その他の経営の向上のための支援を行うとともに、市が行う産業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の理解及び協力)

第 8 条 教育機関等は、産学連携、人材育成、地域資源活用等に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第 9 条 市民は、産業振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、事業者の利用に配慮するものとする。

(産業振興推進会議)

第 10 条 市は、産業振興に関し、第 4 条第 1 項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員 25 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 産業経済団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 消費者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第三次丸亀市産業振興計画

発行元 丸亀市

【お問合せ先】丸亀市産業文化部 産業観光課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4-21

TEL 0877-24-8844 FAX 0877-24-8863

令和5年4月